

**単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する
土地改良区に対応マニュアル**

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する 土地改良区に対応マニュアル

目 次

	頁
第1部 対応マニュアル	
○はじめに	1
I 本取扱いの対象範囲	3
(1) 土地改良施設を管理している土地改良区	3
(2) 複式簿記方式を適用することが困難である土地改良区	3
II 対象土地改良区の会計処理についての会計基準の特例	5
(1) 特別会計を設けた場合の特例	5
(2) 正味財産増減計算書の作成に係る特例	5
(3) 収支予算書及び収支決算書で使用する科目の特例	5
III 対象土地改良区において必要となる対応の概要	6
1 会計細則の変更	6
2 収支予算書の調製	6
3 収支決算書の調製	6
4 財産目録の調製	6
5 財産目録から貸借対照表の作成	6
6 財務諸表に対する注記の作成	7
IV 会計細則の変更	8
1 会計細則の例示	8
2 これまでの単式簿記方式の会計細則例との比較	8
V 収支予算書及び収支決算書の調製	9
1 収支予算書及び収支決算書で使用する科目及び様式	9
2 科目の組替え	9
3 組替後の款及び項に応ずる説明種目の配置	9
4 収支予算書の様式	10
5 令和4年度収支予算の総（代）会への付議に当たっての留意点	10

第2部 一問一答

- 問1 単式簿記方式を継続する土地改良区の取扱いは、会計基準附則第2項で「当分の間」とされていますが、それはいつまでですか。 ----- 83
- 問2 「複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難な土地改良区」とされますが、具体的にはどのような土地改良区ですか。 ----- 83
- 問3 特別会計を設けた土地改良区において、貸借対照表の作成にあたって一般会計と特別会計を合わせたものとするのを認めたのはなぜですか。 ----- 83
- 問4 収支予算書・決算書の科目について、款・項は特例を設けず、目・節についてこれまでの説明種目を使用することを許容するのはなぜですか。 ----- 83
- 問5 正味財産増減計算書について、作成しないことができる特例を認めたのはなぜですか。 ----- 84
- 問6 正味財産増減計算書を作成しないときには、あらかじめ総代会の議決を必要としているのはなぜですか。また、総代会の議決は、毎年度得る必要がありますか。 ----- 84

第3部 関係通知

- 1 土地改良区会計基準の制定について
(平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知) ----- 87
- 2 単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について
(令和3年12月20日付け3農振第2008号農林水産省農村振興局長通知) ----- 94
- 3 土地改良区運営基盤強化協議会の設置について
(令和3年3月23日付け2農振第3599号農林水産省農村振興局長通知) ----- 116

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する 土地改良区の対応マニュアル

○はじめに

平成 30 年の土地改良法の改正により、令和 4 事業年度から原則として土地改良施設を管理する全ての土地改良区において貸借対照表を作成し、公表することが義務付けられました。

貸借対照表の作成に当たっては、複式簿記方式により会計処理を行うことが求められますが、現状では、土地改良施設を管理しているものの、決算規模が小さく、複式簿記方式導入のための職員や備品を確保することが困難な土地改良区も想定されるところです。

このような土地改良区において複式簿記方式を導入する場合、財務諸表等の作成に必要な機器や会計ソフトの導入に予算規模を上回る費用がかかることも想定され、土地改良区の運営や土地改良事業の実施に支障をきたすことが懸念されます。

このため、農林水産省では、「土地改良区会計基準」（平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2938 号農林水産省農村振興局長通知）の一部改正を行い、複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難な土地改良区にあっては、当分の間、単式簿記方式により会計処理を行うこととし（会計基準附則第 2 項）、本会計基準の適用については、「単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領」（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2008 号農林水産省農村振興局長通知）を定め、関係機関に対し土地改良区の適正な運営につき指導をお願いしているところです。

また、貸借対照表の作成手順等については、昨年 1 月に農林水産省担当班から「単式簿記を継続して貸借対照表を作成する方法」（令和 3 年 1 月 14 日付け農林水産省土地改良企画課団体指導推進班担当課長補佐事務連絡）が示されていますが、本マニュアルは、これを基にして、その後に発出された関係通知等を整理し、これまで示された作成手順をより詳細に記述するなど、土地改良区の会計指導等を担う関係職員の執務参考として作成いたしました。

本マニュアルが、平素より土地改良区の会計指導等に取り組まれる関係職員の皆様に活用いただけることを期待するものです。

※本マニュアルにおける略称

- ・会計基準：土地改良区会計基準の制定について
(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2938 号農林水産省農村振興局長通知)
- ・会計細則：土地改良区の会計細則例の制定について
(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2939 号農林水産省農村振興局長通知)
- ・会計指導基準：土地改良区会計検査指導基準について
(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2411 号農林水産省農村振興局長通知)
- ・指導要領：単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について
(令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2008 号農林水産省農村振興局長通知)

(参考)

土地改良区会計に適用される関係通知の整理

貸借対照表 作成義務	会計方式	会計基準	会計細則	会計指導 基準	指導要領
有	単式簿記	○ ^{※3}	○	○ ^{※2}	○ ^{※1}
	複式簿記	○	○		
無 ^{※4}	※5	○	○	○	

- ※1 単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の会計細則例は、「指導要領」(R3.12.20 付け 3 農振第 2008 号)による。
- ※2 収支予算書・決算書で使用する説明種目等は、「会計指導基準」(H23.4.1 付け 22 農振第 2411 号)による。
- ※3 財務諸表等の科目等は、「会計基準」(R3.12.20 付け 3 農振第 2007 号)による。
- ※4 貸借対照表の作成義務のない土地改良区は、土地改良施設の管理を行わない土地改良区及び資産評価をすべき土地改良施設を管理していない土地改良区(土地改良法第 29 条の 2 第 1 項、土地改良法施行規則第 25 条の 2、会計基準第 1 の 1)。
- ※5 貸借対照表作成義務の無い土地改良区が単式簿記方式を採用する場合の会計細則例は、「会計指導基準」(H23.4.1 付け 22 農振第 2411 号)による。

I 本取扱いの対象範囲

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区は、以下の2つの要件をいずれも満たす土地改良区となります。

- (1) 土地改良施設を管理している土地改良区
- (2) 複式簿記方式を適用することが著しく困難である土地改良区

(1) 土地改良施設を管理している土地改良区

本取扱いは、資産評価をすべき土地改良施設を管理している土地改良区を対象とします。

なお、土地改良施設の管理を行わない土地改良区や、取得価額を算定しないことができる土地改良施設^(注)のみを管理している土地改良区については、会計基準第1の1により、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記の作成を要しないこととされているため、本取扱いの対象外となります。

(注) 取得価額を算定しないことができる土地改良施設の例（会計基準注解（注1））

ア 土地とみなされる施設

土水路や未舗装道路など、工作物として更新する設備がない施設

イ 少額施設

造成費用が200万円未満の施設又は施設の規格によって少額と判断される施設

ウ 歴史的な施設

土地改良法の施行（昭和24年）より前に造成された施設であって、造成後、現在まで資本的支出がなされていないが、施設の状態が良好であり、かつ、今後の更新を見込むことが難しい施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

移管の時期を含め、移管を受け入れる団体と明確な文書の取り交わしがある施設又は更新費用を負担する団体と明確な文書の取り交わしがある施設

(2) 複式簿記方式を適用することが著しく困難である土地改良区

職員の配置や備品の整備状況、決算規模に関するものとして、以下のいずれかに該当する場合には、複式簿記方式を適用することが著しく困難である土地改良区として本取扱いの対象となります（指導要領第1の2）。

- ① 土地改良区の業務用パソコンがない場合
- ② 会計事務を電算処理していない場合（表計算ソフトを使用しているも、表の作成や合計値の計算程度の活用を含む。）
- ③ 職員不在等の場合（専任職員又は兼任職員が2名以下の場合をいう。）
- ④ 土地改良区の毎年度の決算規模がおおむね500万円未満の場合
- ⑤ その他、①から④までの要件に相当する特別な事情がある場合

これに該当する土地改良区であって、各都道府県に設置している土地改良区運営基盤強化協議会^(注)の選定を受けたものが、単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区とされています（指導要領第1の2）。

（注）土地改良区運営基盤強化協議会

土地改良区運営基盤強化協議会の設置について（令和3年3月23日付け2農振第3599号農林水産省農村振興局長通知）第1に定める協議会をいう。各都道府県においてこれに替わるべく指導・助言を行う体制が構築されていれば、これによることとされています。

Ⅱ 対象土地改良区の会計処理についての会計基準の特例

本取扱いの対象土地改良区であっても会計基準に従うことが原則とされますが、これによることが困難な特段の事情があるときは、会計基準について以下の特例が認められています（指導要領第1の3）。

(1) 特別会計を設けた場合の特例

会計基準上、特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に設けることができるとされています（会計基準第1の4の(1)）。土地改良区が合併をしたときに旧土地改良区の会計を当分の間存置する場合や特定の事業の収支を区分経理するために特別会計を設ける場合もありますが、これまでの積立金に係る特別会計は一般会計で会計処理することが適当です。

特別会計を設けた場合には、総括表を作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去することとされています（会計基準第1の4の(2)）。

ただし会計基準に従うことが困難な特別の事情がある土地改良区にあつては、

- ① 貸借対照表については、一般会計と特別会計を合わせたもの（会計間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高について相殺消去されたもの）のみとすることができる。
 - ② 収支予算書及び収支決算書については、総括表を作成しないことができる。
- との特例が認められています（指導要領第1の3の(1)）。

(2) 正味財産増減計算書の作成に係る特例

正味財産増減計算書は作成しないことも認められます（指導要領第1の3の(2)）。しかし、これは、貸借対照表に記載された正味財産の増減の原因・内訳が開示されないこととなりますから、正味財産増減計算を作成しないことを内容とする会計細則や決算関係書類について総（代）会の議決を経ることとされています。

(3) 収支予算書及び収支決算書で使用する科目の特例

収支予算書及び収支決算書で使用する科目は、款及び項については、会計基準別表第1によるものとされますが、目及び節については、土地改良区が現に使用している説明科目とすることが認められています（指導要領第1の3の(3)）。

Ⅲ 対象土地改良区において必要となる対応の概要

1 会計細則の変更

土地改良区の会計処理は、総（代）会の承認を受けた会計細則に従って行うこととなります。本取扱いによって単式簿記方式を継続するにしても作成する会計関係書類、帳簿、科目及び様式について、現在使用している会計細則を変更する必要があります。令和4事業年度から新会計基準に基づき会計処理する必要がありますから、それ以前の総（代）会で会計細則の変更の承認を得ることになります。

2 収支予算書の調製

対象土地改良区は、収支予算書で使用する科目について、目及び節はこれまでの勘定科目を使用することが認められましたが、款及び項は会計基準別表第1に従うこととされています。このため、令和4年度の収支予算書は、これまでと相違する点を踏まえた以下のとおり収支予算書を調製して総代会の承認を得ることになります。

- ・ 科目の組み替え
- ・ 組替後の款及び項に対応する説明種目の配置

3 収支決算書の調製

収支決算書も収支予算書と同様の取扱いとなります。

4 財産目録の調製

財産目録の作成方法は、次の手順となります。科目については、会計基準別表第1に準じて定める必要があることから特に注意が必要です。

- ① これまでの財産目録の科目から会計基準に従った財産目録の科目への組み替え
- ② 土地改良施設関連科目の計上
- ③ 正味財産の計上（資産－負債）

5 財産目録から貸借対照表の作成

単式簿記方式では、財産目録は作成しますが貸借対照表は作成しません。

財産目録は、事業年度末におけるすべての資産及び負債の明細を示す書類です。

一方、貸借対照表は事業年度末におけるすべての資産、負債及び正味財産を一覧にまと

めたものであり、いずれも会計基準に従い作成することが求められる書類です。会計基準では、財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に分け、正味財産の額を示し、その価額は、貸借対照表に記載の価額と同一とされます（会計基準第7の2及び3）

このことから、単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成するための手順は、次のとおりになります。

- ① 会計基準に従った財産目録（科目の組み替え、土地改良施設関連科目の計上、正味財産の記載を行ったもの）から貸借対照表の作成
- ② 指定正味財産及び一般正味財産の期末残高の算定

6 財務諸表に対する注記の作成

「注記」とは、財務諸表をより理解しやすくするための補足情報です。土地改良区の組合員や利害関係者等の財務諸表の利用者の理解を助けるための情報であり、会計基準第6（財務諸表に対する注記）に掲記された事項（重要な会計方針、基本財産及び特定資産の増減額並びに残高等14項目）を明らかにすることになります。

IV 会計細則の変更

1 会計細則の例示

今回、農林水産省から、単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の「会計細則例」（97 頁参照）が示されており、これを参考に各土地改良区の実情に応じた会計細則を定めることが適当です。

なお、会計細則例は標準的な例として示されていることから、実際には、土地改良区の運営実態に応じて定めることは可能ですが、原則、全ての土地改良区が定める必要のある主な点は、次のとおりです。

- ・ 作成すべき書類に貸借対照表及び正味財産増減計算書を追加（正味財産増減計算書については作成しないことも可能。）
- ・ 固定資産の範囲を会計基準に準じて規定
- ・ 土地改良施設、固定資産及び有価証券の期末の評価の追加

2 これまでの単式簿記方式の会計細則との比較

貸借対照表を作成しない土地改良区の会計細則と、今回の貸借対照表を作成する土地改良区の会計細則を比較すると参考 1「土地改良区会計細則比較表」（51 頁）のとおりになります。令和 4 事業年度から単式簿記を継続して期末に貸借対照表を作成する土地改良区は、新たな会計細則に変更することになりますが、会計細則の全部を変更することも、この比較表を参考にして新旧対照表を作成して新たな会計細則を作成することも可能です。

なお、便宜上、正味財産増減計算書は作成しないものとし、会計細則例に記載されている「備考」は原則として省略するとともに、「伝票制」は採用しないものとして作成しています。

V 収支予算書及び収支決算書の調製

1 収支予算書及び収支決算書で使用する科目及び様式

収支予算書及び収支決算書（以下、「収支予算書」という。）で使用する科目については、目及び節は、これまでの説明種目に置き替えることが認められましたが、款及び項は、会計基準別表第1に従うこととされ、様式は会計基準別表第2に準ずることとされています。

2 科目の組み替え

これまでの収支予算書等の科目（款及び項）の名称及び配列は、必ずしも会計基準別表第1に一致しているとは限りません。そのときは、これまでの収支予算書の科目及び配列を組み替える作業が必要となります。

会計指導基準の収支予算書の科目と会計基準の収支予算書の科目を対比させたのが、参考2「収支予算書で使用している科目の比較表」（59頁）になります。どちらも款及び項のレベルで大差はありません。相違する主な点は、次のとおりですが、会計基準では款及び項の追加、省略は認められているので、柔軟に対応することは可能と考えられます。

① 款の名称変更（例）

- ・ 受託料収入 → 業務受託料収入
- ・ 負担金等 → 土地改良事業負担金支出

② 款又は項の細分化（例）

- ・ 賦課金収入 → 経常賦課金収入及び特別賦課金収入に細分化
- ・ 積立金取崩収入 → 基本財産取崩収入及び特定資産取崩収入に細分化

③ その他

- ・ 特定の事業、地区を冠した項は、会計基準では目レベルで対応することになるため、説明種目を追加することを検討。
- ・ 次年度繰越金の款及び項が追加。予備費を計上後、収入予算額と支出予算額の差額を次年度繰越金として計上。

3 組替後の款及び項に対応する説明種目の配置

2で組み替えた款及び項に対して、当該款及び項に属していた説明種目を配置させます。新たに計上する必要のある次年度繰越金については、所要の予備費を計上後、収入予算額と支出予算額の差額を次年度繰越金として計上することになります。

なお、令和4年度収支予算書における前年度予算額は、令和3年度の予算額を組替後の科目に当てはめて計上することになります。

4 収支予算書の様式

会計基準で定められている収支予算書の様式は、会計指導基準で定められているものと同様です。これに準じていれば、変更する必要はありません。

5 令和4年度収支予算の総（代）会への付議に当たっての留意点

令和3年度の補正収支予算（案）を令和4年度の収支予算（案）と同一の総（代）会に付議することが想定されますが、令和3年度の補正収支予算（案）が現在の科目によることとなる一方、令和4年度収支予算（案）は、新たな科目による必要があります。

VI 財産目録の調製

1 会計基準に従った財産目録の科目への組み替え

会計基準では、財産目録の科目の順は貸借対照表の科目の順によることとされています。令和3年度までの会計で作成した財産目録と令和4年度から作成する財産目録では科目の名称及び配列が異なることから、これまでの財産目録の科目（以下「単式科目」という。）を、会計基準に基づく科目（以下「標準科目」という。）に組み替えます（名称変更、統合、再配置（配置替え））。科目の組み替えに当たって、単式科目について標準科目に該当する科目がない場合は、項の「その他流動資産」、「その他固定資産」、「その他流動負債」、「その他固定負債」に組み替えた上で、その内容を示す目を設定します。

なお、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）の収入又は支出に係るものについて土地改良区が独自に資産又は負債の勘定科目を設定している場合は、「適正化事業拠出金」、「適正化事業拠出金短期未払金」、「適正化事業拠出金長期未払金」に組み替えます。

会計指導基準別添1で示す単式科目から標準科目への組み替えについて以下に示します。

また、標準科目には、土地改良施設に関係した科目を追加する必要がありますが、本作業の流れでは、単式科目の組み替えを行った上で、((1)から(4))、土地改良施設関連科目を追加する(2の(1))こととして記載します。

(1) 流動資産

流動資産は単式科目から財産目録の標準科目に組み替え（名称変更あり）を行います。

流動資産の単式科目と財産目録の標準科目の配列は同じであるため、再配列は不要です。

単式科目	組替	標準科目	備考
現金及び預金	→	現金及び預金	
有価証券	→	有価証券	
未収賦課金等	→	未収賦課金等	
換地清算金未収金	→	換地清算金未収金	
短期未収金	→	その他未収金	
前払金	→	前払金	
仮払金	→	立替金	
土地改良区が独自に設定している勘定科目	→	その他流動資産	※1

※1 独自に上記以外の科目を設定している場合は、標準科目に組み替えますが、該当する科目がない場合は、『その他流動資産』に組み替えた上で、その内容を示す目を設定します。

(2) 固定資産

固定資産は、まず単式科目から財産目録の標準科目に組み替え（統合、名称変更）を行い、次に会計基準別表第2の貸借対照表の科目の配列に表示しなおします（再配列）。

① 単式科目から財産目録の標準科目への組み替え

単式科目	組替	標準科目	備考
有形固定資産		その他固定資産	
山林、宅地及びその従物	→	土地	※ 1
建物及び附属設備	→	建物	
機械及び装置	→	機械及び装置	
車両運搬具	→	車両運搬具	
工具、器具等	→	器具備品	
建設仮勘定	→	建設仮勘定	
無形固定資産		-	
事務所等借地権		-	※ 1
ソフトウェア	→	ソフトウェア	
その他固定資産		-	
(基本財産)		基本財産	
山林、宅地及びその従物	→	山林、宅地及びその従物	
備荒積立金	→	備荒積立金	
土地改良施設更新積立金	→	事業積立金	※ 2
基本財産有価証券	→	基本財産有価証券	
(特定資産)		特定資産	
財政調整基金	→	財政調整積立資産	
職員退職給付積立金	→	職員退職給付引当積立資産	
役員退任慰労積立金	→	役員退任慰労金積立資産	
転用決済金積立金	→	転用決済金積立資産	
土地改良事業負担金等積立金	→	施設更新積立資産	
		建物等更新積立資産	
		その他固定資産	
土地改良事業長期前払費用	→	長期前払金	※ 3
建物等更新積立金			

		→	適正化事業拠出金	※ 4
長期未収賦課金等		→	長期未収賦課金等	
有価証券		→	出資金	※ 5
出資金		→		※ 5
差入保証金等		→	差入保証金	
土地改良区が独自に設定している科目		→	その他固定資産	※ 6

- ※ 1 有形固定資産の「山林、宅地及びその従物」と「事務所等借地権」は合算して『土地』に組み替えます。
- ※ 2 規約において基本財産として「土地改良施設更新積立金」が定められている場合、『事業積立金』に組み替えます。なお、規約に定められている積立金の名称を科目として設定しても差し支えありません。
- ※ 3 貸借対照表の標準科目として示されていませんが、款『その他固定資産』に項『長期前払金』を設定し、「土地改良事業長期前払費用」から組み替えても差し支えありません。
- ※ 4 土地改良区が独自に適正化事業の拠出金に係る科目を設定している場合は、『適正化事業拠出金』に組み替えます。
- ※ 5 「有価証券」と「出資金」は合算して『出資金』に組み替えます。
- ※ 6 土地改良区が独自に上記以外の科目を設定している場合は、財産目録の標準科目に組み替えますが（名称変更、統合）、該当する科目がない場合は、『その他固定資産』に組み替えた上、その内容を示す目を設定します。

② 財産目録の組替後の科目の再配列

財産目録の標準科目	再配列	会計基準の科目の配列
その他固定資産		基本財産
土地		山林、宅地及びその従物
建物		備荒積立金
機械及び装置		事業積立金
車両運搬具		基本財産有価証券
器具備品		特定資産
建設仮勘定		財政調整積立資産
ソフトウェア		職員退職給付引当積立資産
基本財産		役員退任慰労金積立資産
山林、宅地及びその従物		転用決済金積立資産
備荒積立金		施設更新積立資産
事業積立金		建物等更新積立資産
基本財産有価証券		その他固定資産
特定資産		土地
財政調整積立資産		建物
職員退職給付引当積立資産		建設仮勘定
役員退任慰労金積立資産		機械及び装置
転用決済金積立資産		車両運搬具
施設更新積立資産		器具備品
建物等更新積立資産		ソフトウェア
その他固定資産		適正化事業拠出金
適正化事業拠出金		長期未収賦課金等
長期未収賦課金等		出資金
出資金		差入保証金
差入保証金		長期前払金
長期前払金		その他固定資産
その他固定資産		

(3) 流動負債

流動負債は、まず単式科目から財産目録の標準科目に組み替えを行い、次に会計基準の科目の配列に表示しなおします（再配列）。

③ 単式科目から財産目録の標準科目への組み替え

単式科目	組替	標準科目	備考
未払金	→	未払金	
換地清算金未払金	→	換地清算金未払金	
前受金	→	前受金	
借入金	→	短期借入金	
		適正化事業拠出金短期未払金	※ 1
換地清算金仮受金	→	換地清算金預り金	
土地改良区が独自に設定している勘定科目	→	その他流動負債	※ 2

※ 1 土地改良区が独自に適正化事業の未払金に係る科目を設定している場合は、事業年度末日から1年以内に支払がなされるものを『適正化事業拠出金短期未払金』に組み替えます。

※ 2 土地改良区が独自に上記以外の科目を設定している場合は、貸借対照表の標準科目に組み替えますが、該当する科目がない場合は、『その他流動負債』に組み替えた上で、その内容を示す目を設定します。

④ 財産目録の科目への再配列

標準科目	再配列	財産目録の配列
未払金	→	未払金
換地清算金未払金		前受金
前受金		短期借入金
適正化事業拠出金短期未払金	→	適正化事業拠出金短期未払金
短期借入金		換地清算金未払金
換地清算金預り金	→	換地清算金預り金
その他流動負債	→	その他流動負債

(4) 固定負債

固定負債は、単式科目から会計基準の標準科目に組み替えを行います。

単式科目と会計基準の財産目録の標準科目の配列は同じであるため、再配列は不要です。

単式科目	組替	標準科目	備考
公庫資金等長期借入金	→	公庫資金等長期借入金	
その他の長期借入金	→	その他の長期借入金	
		適正化事業拠出金長期未払金	※ 1
長期未払金	→	長期未払金	
任意更新積立金		その他固定負債	※ 2
長期預り金			※ 3
土地改良区が独自に設定している勘定科目			※ 4

- ※ 1 土地改良区が独自に適正化事業の未払金に係る科目を設定している場合は、事業年度末日から 1 年を経過した後に支払がなされるものを『適正化事業拠出金長期未払金』に組み替えま
す。
- ※ 2 「任意更新積立金」は、『その他固定負債』に組み替え、必要に応じ、『任意更新積立金』など、
その内容を示す目を設定します。
- ※ 3 「長期預り金」は、『その他固定負債』に組み替え、必要に応じ、『長期預り金』など、その内容を
示す目を設定します。
- ※ 4 土地改良区が独自に上記以外の科目を設定している場合は、会計基準の標準科目に組み替
えませんが、該当する勘定科目がない場合は、『その他固定負債』に組み替えた上で、その内容を
示す目を設定します。

参考として、これまでの組み替えを一覧にした整理表を以下に示します。

また、参考 3-1 に単式科目の一覧と科目の説明（63 頁）、参考 4-1 に会計基準の貸借対照表(財産目録)の標準科目の一覧と説明（68 頁）を記載しています。

単式科目		
科目	財産目録 の 整理番号	備考
流動資産		
現金及び預金	1	
有価証券	2	
未収賦課金等	3	
換地清算金未収金	4	
短期未収金	5	
前払金	6	
仮払金	7	
独自設定勘定科目	8	
固定資産		
有形固定資産		
山林、宅地及びその従物	9	
建物及び附属設備	10	
機械及び装置	11	
車両運搬具	12	
工具、器具等	13	
建設仮勘定	14	
無形固定資産		
事務所等借地権	15	
ソフトウェア	16	
その他固定資産		
基本財産		
山林、宅地及びその従物	17	
備荒積立金	18	
土地改良施設更新積立金	19	
基本財産有価証券	20	
特定資産		
財政調整基金	21	
職員退職給付積立金	22	
役員退任慰労積立金	23	
転用決済金積立金	24	
土地改良事業負担金等積立金	25	
土地改良事業長期前払費用	26	
建物等更新積立金	27	

標準科目		
科目	財産目録 の 整理番号	備考
流動資産		
現金及び預金	1	
有価証券	2	
未収賦課金等	3	
換地清算金未収金	4	
その他未収金	5	科目名変更
前払金	6	
立替金	7	科目名変更
その他流動資産	8	科目名変更
固定資産		
基本財産		
山林、宅地及びその従物	17	
備荒積立金	18	
事業積立金	19	科目名変更
基本財産有価証券	20	
特定資産		
財政調整積立資産	21	科目名変更
職員退職給付引当積立資産	22	科目名変更
役員退任慰労金積立資産	23	科目名変更
転用決済金積立資産	24	科目名変更
施設更新積立資産	25	科目名変更
建物等更新積立資産	27	科目名変更
その他固定資産		
土地	9,15	科目名変更
建物	10	科目名変更
建設仮勘定	14	
機械及び装置	11	
車両運搬具	12	
器具備品	13	科目名変更
ソフトウェア	16	
適正化事業拠出金	32	
長期未収賦課金等	28	
出資金	29,30	科目名変更

その他固定資産		
長期未収賦課金等	28	
有価証券	29	
出資金	30	
差入保証金等	31	
独自設定勘定科目	32	
流動負債		
未払金	33	
換地清算金未払金	34	
前受金	35	
借入金	36	
換地清算金仮受金	37	
独自設定勘定科目	38	
固定負債		
公庫資金等長期借入金	39	
その他の長期借入金	40	
長期未払金	41	
任意更新積立金	42	
長期預り金	43	
独自設定勘定科目	44	

差入保証金	31	科目名変更
長期前払金	26	科目設定
その他固定資産	32	
流動負債		
未払金	33	
前受金	35	
短期借入金	36	科目名変更
適正化事業拠出金短期未払金	38	
換地清算金未払金	34	
換地清算金預り金	37	科目名変更
その他流動負債	38	科目名変更
固定負債		
公庫資金等長期借入金	39	
その他の長期借入金	40	
適正化事業拠出金長期未払金	44	
長期未払金	41	
その他固定負債	42,43,44	科目名変更

- (5) 単式科目から標準科目に組み替えた財産目録（土地改良施設関連科目の計上前）
 これまでの作業により単式科目から標準科目に組み替えた財産目録をここで示します。まず、
 これまでの財産目録です。

(単式科目に基づいて作成した) 財産目録

○年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	100 ^{※1}	
流動資産合計		100
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物及び附属設備	40 ^{※2}	
有形固定資産合計	40	
(2) 無形固定資産		
事務所等借地権 ^{※3}	50 ^{※3}	
無形固定資産合計	50	
(3) その他固定資産		
基本財産		
山林、宅地及びその従物	200 ^{※4}	
備荒積立金	30 ^{※5}	
特定資産		
転用決済金積立金	10 ^{※6}	
その他固定資産合計	240	
固定資産合計		330
資産合計		430
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		0
2 固定負債		
公庫資金等長期借入金	100 ^{※7}	
固定負債合計		100
負債合計		100

※1～※7 次頁の※1～※7と対応しています。

次に、会計基準の別表第2の標準科目に組み替え、再配列を行った財産目録を示します。

(標準科目に組み替えて作成した) 財産目録

○年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	100 ^{※1}		
流動資産合計		100	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
山林、宅地及びその従物	200 ^{※4}		
備荒積立金	30 ^{※5}		
(2) 特定資産			
転用決済金積立資産	10 ^{※6}		
(3) その他固定資産			
土地 ^{※3}	50 ^{※3}		
建物	40 ^{※2}		
固定資産合計		330	
資産合計			430
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金	100 ^{※7}		
固定負債合計		100	
負債合計			100

※1～※7 前頁の※1～※7と対応しています。

2 新たな会計基準に対応した財産目録の仕上げ

(1) 土地改良施設関連科目の計上

土地改良施設関連科目は、これまでの財産目録にはない科目です。

会計基準では、土地改良区が自ら造成したり、国や都道府県から譲与を受け所有している施設については、「所有土地改良施設」、「土地改良施設用地等」の科目を設定し、国又は都道府県から土地改良区が管理を受託している施設（当該施設用地を含む。）については、施設を使用収益する権利を有しているという意味から「受託土地改良施設使用収益権」の科目を設定することとなります。

まず、財産目録の科目の順序は会計基準別表2の貸借対照表の科目の順序に従い、財産目録の固定資産の特定資産に「所有土地改良施設」、「土地改良施設用地等」、「受託土地改良施設使用権」の科目を設定します。次に、土地改良施設台帳の土地及び権利の取得価額と工作物の期末残高を財産目録の「土地改良施設用地等」、「所有土地改良施設」、「受託土地改良施設使用収益権」に転記します。

土地改良区が所有する土地改良施設については、土地改良区と国、都道府県等の負担額を合わせた期末残高（全体）を「所有土地改良施設」又は「土地改良施設用地等」に転記しますが、土地改良区が管理を受託している土地改良施設については、期末残高（うち、土地改良区負担額）を「受託土地改良施設使用収益権」に転記することに留意してください。なお、新会計基準を適用する以前（令和3年度まで）に所有している土地改良施設用地等は、1円を取得価額（備忘価額）として計上できることとなっています（会計基準別紙「会計方式の移行措置」の7）。

「受託土地改良施設使用収益権」の取得価額については、土地改良施設と土地改良施設用地等に分割して取得価額を計上することはせず、一括した額をもって土地改良施設台帳に記載します。この取得価額から減価償却累計額を控除した期末残高のうち、土地改良区負担額を財産目録の「受託土地改良施設使用収益権」に転記します。

ただし、土地改良施設用地等は更新の対象とならないことから、「受託土地改良施設使用収益権」は、管理を受託した土地改良施設の土地改良区負担額のみを「受託土地改良施設使用収益権」の取得価額としても差し支えありません。

以下に、土地改良施設台帳の具体例を示し、各科目への計上について方法を示します。

土地改良施設台帳（例）

1 土地及び権利の部

取得年月日 (登記年月日)	整理 番号	土地の 所在	地目		地積	用途	取得価額	備考
			台帳	現況				
xxx	x-x	〇〇市大字 〇〇-〇	用悪水路	用悪水路	〇㎡	B排水路 敷地	10 ^{※1※5}	所有権

2 工作物の部

施設名	事業 名	造成 主体	事業費 (取得価額)		取得 年度	耐用 年数	事業 区分	管理 区分	経過 年数	減価償却 累計額		期末残高		備考
			全体	うち 土改区 負担						全体	うち 土改区 負担	全体	うち 土改区 負担	
A 用水路	A 事業	県	200	20	xx	20	新設	所有	15	150	15	50 ^{※2※4}	5 ^{※4※5}	
B 排水路	B 事業	土改	100	20	xx	20	新設	所有	5	25	5	75 ^{※2※4}	15 ^{※4※5}	
C 頭首工	C 事業	国	400	40	xx	40	新設	管理 受託	25	250	25	150	15 ^{※3※5}	
合計			700	80						425	45	275	35	

※1～※5 次頁（財産目録）及び26頁（貸借対照表）の※1～※5と対応しています。

注：「2 工作物の部」に記載されている施設については、毎事業年度、経過年数、減価償却累計額、期末残高を更新する必要があります。

A 用水路を例に計算を行うと、以下のようになります。

経過年数 15 年 = 前事業年度の経過年数 14 年 + 1 年
減価償却累計額（全体）150 = 取得価額 200 × 経過年数 15 年 ÷ 耐用年数 20 年
期末残高（全体）50 = 取得価額 200 - 減価償却累計額 150

なお、ここでは、土地改良区負担割合 10%を所与としています。そのため、減価償却累計額（全体）150 と期末残高（全体）50 にそれぞれ 10%を乗じた金額が土地改良区負担額（減価償却累計額 15、期末残高 5）となります（具体的手順は「土地改良施設の資産評価マニュアル」を参照ください。）。

減価償却累計額は、土地改良区が管理する施設について、これまでどの程度の価値が目減りしているかを示す金額であり、各施設の更新のための積立額の目安となるため、施設更新のための積立金の金額と減価償却累計額の比較を行うなど、今後の積立計画の検討に活用することが施設管理の観点から理想的です。

(土地改良施設関連科目を計上した) 財産目録

○年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	100	
流動資産合計		100
2 固定資産		
(1) 基本財産		
山林、宅地及びその従物	200	
備荒積立金	30	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設	125 ^{※2}	
土地改良施設用地等	10 ^{※1}	
受託土地改良施設使用収益権	15 ^{※3}	
転用決済金積立金	10	
(3) その他固定資産		
土地	50	
建物	40	
固定資産合計		480
資産合計		580
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		0
2 固定負債		
公庫資金等長期借入金	100	
固定負債合計		100
負債合計		100
III 正味財産の部		480 ^{※4}

- ※1 土地改良施設用地である B 排水路敷地 10 を「土地改良施設用地等」に計上します。なお、土地は工作物と違い時間の経過で劣化するものではないため、減価償却は行いません。
- ※2 土地改良区が所有する A 用水路、B 排水路の期末残高（全体）の合計額（50+75=125）を「所有土地改良施設」に計上します。
- ※3 土地改良区が管理受託している C 頭首工の期末残高のうち土地改良区負担額 15 を「受託土地改良施設使用収益権」に計上します。

※ 4 資産の部の合計 580 から負債の部の合計 100 を差し引いた 480 が正味財産の部に計上されます。

(2) 他の固定資産の取扱い

土地改良施設以外の固定資産についても取得額を計上し、そのうち減価償却が必要なものは、土地改良施設の場合と同様に定額法により減価償却を行った固定資産台帳の該当部分を転記します。

(3) 各科目の詳細な内訳の財産目録への計上

科目の組み替えを了した後、従前に属していた科目の資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を組替後の価額に計上します。

(4) 正味財産の部の計上

資産の部と負債の部の差額を算出し、正味財産の部に計上します。

以上の手順により、会計基準に従った財産目録が作成されました。

Ⅶ 財産目録から貸借対照表の作成

1 財産目録から貸借対照表の作成

これまでの作業で作成した財産目録に記入されている科目や金額は所与のものとして、貸借対照表を作成します。

まず、資産の部に計上されている科目の合計金額を、資産の部の合計欄と、負債の部及び正味財産の部の合計欄に記載します（資産の部の合計額＝負債の部と正味財産の部の合計額）。

次に、財産目録では、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等が詳細に表示されていますから、これらを省略して会計基準別表第 1 及び第 2 に従った貸借対照表を作成します。

なお、ここで作成する貸借対照表は、出納整理期限までに行われた収入及び支出を反映させた財産目録に基づき作成することとなります。そのため、貸借対照表も出納整理期限までに行われた収入及び支出が反映されていますが、貸借対照表の作成基準日は事業年度末日を指すため、貸借対照表の日付は 3 月 31 日となります（指導要領第 5）。

2 指定正味財産及び一般正味財産の期末残高の算定

次に、正味財産の内訳である指定正味財産の金額（うち基本財産への充当額）と（うち特定資産への充当額）の合計金額）を記載します。

最後に、一般正味財産の金額（資産の部の合計金額から負債の部の合計金額と指定正味財産の合計金額を差し引いた金額）を記載すると、貸借対照表が完成し、作業終了となります。

次の頁に完成後の貸借対照表を示し、指定正味財産と一般正味財産の整理の方法を参考までに記しておきます（※ 4～※6）。

なお、指定正味財産及び一般正味財産の（うち基本財産への充当額）又は（うち特定資産への充当額）は、それぞれ基本財産又は特定資産の増減に対応して増減する性質を持ちます。

このうち、一般正味財産は、基本財産又は特定資産の増減を伴わない収入又は支出の発生により増減する場合もあるため、一般正味財産の（うち基本財産への充当額）と（うち特定資産への充当額）の合計額は一般正味財産の金額と一致しません。

貸借対照表

○年 3月 31日現在

(単位：円)

<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産</p> <p>現金及び預金 100</p> <p>2 固定資産</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>山林、宅地及びその従物 200</p> <p>備荒積立金 30</p> <p>(2) 特定資産</p> <p>所有土地改良施設 125^{※2}</p> <p>土地改良施設用地等 10^{※1}</p> <p>受託土地改良施設使用収益権 15^{※3}</p> <p>転用決済金積立資産 10</p> <p>(3) その他固定資産</p> <p>土地 50</p> <p>建物 40</p> <p>合計</p>	<p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債</p> <p>2 固定負債</p> <p>公庫資金等長期借入金 100</p> <p>III 正味財産の部</p> <p>1 指定正味財産</p> <p>(うち基本財産への充当額)</p> <p>(うち特定資産への充当額) 105^{※4}</p> <p>2 一般正味財産</p> <p>(うち基本財産への充当額) 230^{※6}</p> <p>(うち特定資産への充当額) 55^{※5}</p> <p>合計</p>
--	--

- ※1 (22 頁土地改良施設台帳参照) 土地改良施設用地である B 排水路敷地 10 を「土地改良施設用地等」に計上しています。なお、土地は工作物と違い時間の経過で劣化するものではないため、減価償却は行いません。
- ※2 土地改良区が所有する A 用水路、B 排水路の期末残高 (全体) の合計額 (50+75=125) を「所有土地改良施設」に計上しています。
- ※3 土地改良区が管理受託している C 頭首工の期末残高のうち土地改良区負担額 15 を「受託土地改良施設使用収益権」に計上しています。
- ※4 土地改良区が所有する A 用水路、B 排水路の期末残高の合計額 125 のうち、土地改良区負担額 20 (A 用水路 5+B 排水路 15) を差し引いた金額 105 (国、都道府県等の負担額) を「指定正味財産 (うち特定資産への充当額)」に計上します。
- ※5 「転用決済金積立資産」(10) の財源は全額土地改良区負担であるため、その全額が一般正味財産から特定資産への充当額となります。この (10) に、土地改良区が所有する A 用水路、B 排水路の土地改良区負担額 20 (A 用水路 5+B 排水路 15)、管理受託している C 頭首工の土地改良区負担額 15 と土地改良施設用地である B 排水路敷地一式 10 (全て土地改良区負担額) を「一般正味財産 (うち特定資産への充当額)」に加算します (10+20+15+10=55)。

※6 基本財産の「山林、宅地及びその従物」と「備荒積立金」の財源は全額土地改良区負担であるため、その全額（200+30=230）が一般正味財産から基本財産への充当額となります。

なお、指定正味財産（うち基本財産及び特定資産への充当額）と一般正味財産（うち基本財産及び特定資産への充当額）は、以下の表を作成することも求めることができます。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
基本財産			
山林、宅地及びその従物	200	-	200
備荒積立金	30	-	30
小計	230	-	230
特定資産			
所有土地改良施設	125	105	20
土地改良施設用地等	10	-	10
受託土地改良施設使用収益権	15	-	15
転用決済金積立資産	10	-	10
小計	160	105	55
合計	390	105	285

貸借対照表

○年 3月 31日現在

(単位：円)

<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産</p> <p>現金及び預金 100</p> <p>2 固定資産</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>山林、宅地及びその従物 200</p> <p>備荒積立金 30</p> <p>(2) 特定資産</p> <p>所有土地改良施設 125</p> <p>土地改良施設用地等 10</p> <p>受託土地改良施設使用収益権 15</p> <p>転用決済金積立資産 10</p> <p>(3) その他固定資産</p> <p>土地 50</p> <p>建物 40</p> <p>合計 580^{※1}</p>	<p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債</p> <p>2 固定負債</p> <p>公庫資金等長期借入金 100</p> <p>III 正味財産の部</p> <p>1 指定正味財産 105^{※2}</p> <p>(うち基本財産への充当額) 0</p> <p>(うち特定資産への充当額) 105</p> <p>2 一般正味財産 375^{※3}</p> <p>(うち基本財産への充当額) 230</p> <p>(うち特定資産への充当額) 55</p> <p>合計 580^{※1}</p>
--	--

※1 資産の部に計上されている勘定科目を合計し、資産の部の合計欄と、負債の部及び正味財産の部の合計欄に合計額を記載します。

※2 指定正味財産の（うち基本財産への充当額）と（特定資産への充当額）の合計 105 が指定正味財産の金額となります。

※3 資産の部の合計 580 から負債の部の合計 100 と指定正味財産 105 を差し引いた 375 が一般正味財産の金額となります。

以上の作業をもちまして、単式簿記で作成された財産目録から貸借対照表（参考 4 - 2「貸借対照表様式例」（78 頁）が作成されました。

VIII 財務諸表に対する注記の作成

会計基準に従った貸借対照表の補足情報である「財務諸表に対する注記」の記載内容は、複式簿記によるものと単式簿記によるものとは差がないので、ここでは、「財務諸表等作成要領」（令和2年3月公表）の「第7章 財務諸表に対する注記」（作成要領311頁から328頁）を以下に転載します。なお、土地改良区の運営実態に応じて、適宜、関係事項を「該当事項なし」として記載を省略することが可能です。また、記載の省略可能な箇所は、見え消し（赤線）にしてあります。

(以下、財務諸表等作成要領の抜粋 (311 頁～328 頁))

I 注記の内容

注記とは、財務諸表をより理解しやすくするための補足情報である。

注記の内容は、いずれも土地改良区の組合員や利害関係者等の財務諸表利用者の理解を助けるために有用な情報であり、会計方針のように財務諸表を利用するにあたってその前提となる情報の開示や、担保や後発事象等のように財務諸表等本体のみからでは読み取れない情報の補足説明からなる。

土地改良区会計基準

第 6 財務諸表に対する注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権について当該資産の取得価額（負担金額の内訳も含む。）、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 減価償却累計額を控除したその他固定資産について当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- (9) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高
- (10) 換地清算金徴収金（法第 54 条の 3 の規定に基づき徴収した金額（法第 89 条の 2 第 10 項で準用する場合を含む。））の当期徴収額、換地清算金交付金（法第 89 条の 2 第 11 項の規定により都道府県等から支払われた金額）の当期支払額及び換地清算金の当期末残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他土地改良区の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

様式については、土地改良区会計基準の別表 2(第 1 の 5 関係)に示されており、以下、様式とともに解説を行う。

1 重要な会計方針

財務諸表を作成するに当たり採用した会計方針は、土地改良区が財務諸表をどのように作成しているかを示す有用な情報であるため、土地改良区会計基準では、その開示を求めている。

記載例

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券……償却原価法

② その他の有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格(売却原価は移動平均法)

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 土地改良施設等の減価償却方法

定額法

② その他固定資産の減価償却方法

定額法

なお、主要な耐用年数は以下のとおり

所有土地改良施設 15 年～50 年

受託土地改良施設使用収益権 15 年～40 年

建物 3～40 年

機械装置 4 年～17 年

車両運搬具 4 年

器具備品 2～12 年

~~(4) 繰延資産の減価償却の方法~~

~~土地改良区設立費 5 年で均等償却している。~~

~~区債発行費 支出時に全額支出として処理している。~~

(4) 引当金の計上基準

・ 不納欠損引当金

長期末収賦課金等について、個別に回収可能性を検討し (又は過去 3 年間の平均不納欠損率により)、徴収不能見込額を計上している。

~~賞与引当金~~

~~職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。~~

~~④ 職員退職給付引当金~~

~~職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。~~

- ・ 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(5) 積立金の計上基準

- ・ 財政調整積立資産

〇〇規程に基づき、収支予算の〇〇%を上限として積み立てている。

~~⑤ 職員退職給付積立資産~~

~~職員の退職給付に備えるため、〇〇規程に基づき積み立てている。~~

- ・ 役員退任慰労金積立資産

役員退任慰労金の支給に備えるため、〇〇規程に基づき積み立てている。

- ・ 転用決済金積立資産

地区除外に伴い受領した決済金について、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業費に充当するため、〇〇規程に基づき積み立てている。

- ・ 施設更新積立資産

土地改良施設の更新に備えるため、〇〇規程に基づき積み立てている。

- ・ 減債積立資産

長期借入金等の償還に備えるため、〇〇規程に基づき積み立てている。

- ・ 建物等更新積立資産

建物等の更新に備えるため、〇〇規程に基づき積み立てている。

(7) リース取引の処理方法

~~① ファイナンス・リース取引~~

~~ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）~~

~~通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。~~

~~イ ア以外のファイナンス・リース取引~~

~~通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。~~

~~② オペレーティング・リース取引~~

~~通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。~~

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

認められる会計方針から認められる会計方針への変更は、合理的な理由がある場合には可能である。その場合、会計方針変更を明示することは財務諸表等の利用に資する情報提供であることから、変更のあった旨、その理由及び当該変更による影響額の明示が求められている。

記載例

<p>2 重要な会計方針の変更</p> <p>当土地改良区では、有形固定資産の減価償却の方法について、従来、定率法を適用していたが、当年度より定額法を適用することに変更している。</p> <p>この変更は、当年度より土地改良区会計基準を適用したことによるものである。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法と比較して、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額がそれぞれ 80 減少している。</p>
--

3 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減や内訳は、土地改良区の財産基盤を明示する重要な情報となるため、財務諸表利用者への情報提供として注記を行う。

なお、減価償却費や評価損益を計上した場合、当期の増減額に反映させることになる。この結果、当期末残高は貸借対照表上の金額と一致する。

記載例

<p>3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高</p> <p>基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p>				
科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
〇〇事業積立金	100	50	-	150
小計	100	50	-	150
特定資産				
所有土地改良施設	500	200	50	650
施設更新積立資産	-	100	-	100
職員退職給付引当積立資産	50	20	10	60
小計	550	320	60	810
合計	650	370	60	960

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、土地改良区の財産基盤を明示する重要な情報となるため、財務諸表利用者への情報提供として注記を行う。

なお、当期末残高、指定正味財産からの充当額、一般正味財産からの充当額は貸借対照表上の金額と一致する。

記載例

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳				
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。				
単位：円				
科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
〇〇事業積立金	150	-	150	-
小計	150	-	150	-
特定資産				
所有土地改良施設	650	585	65	-
施設更新積立資産	100		100	-
職員退職給付引当積立資産	60			60
小計	810	585	165	60
合計	960	585	315	60

5 担保に供している資産

資産を担保に供しているという事実は、貸借対照表本表からは読み取れないため、注記により開示を行う。資産が担保に供されている場合は、当該資産の名称、帳簿価額及び担保金額を注記する。

記載例

5 担保に供している資産 該当事項なし 土地 10,000 円 (帳簿価額) は、〇〇事業に係る長期借入金 20,000 円の担保に供している。

6 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権について当該資産の取得価額（負担金額の内訳も含む。）、減価償却累計額及び当期末残高

土地改良区会計では、減価償却費を固定資産の取得価額から直接減額することとしているため、貸借対照表からは固定資産の取得価額を読み取ることができない。そこで、財務諸表利用者が土地改良区の財産的規模を適切に把握するため、減価償却資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記する。

所有土地改良施設については、土地改良区、国又は都道府県等それぞれについて、財源別に内訳を記載する。なお、国、県等の内訳については、まとめて記載しても差し支えない。

土地改良施設建設仮勘定については、当期末残高に含まれる国及び都道府県等それぞれの負担金相当額を記載する。

記載例

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高				
(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。				
単位：円				
科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	100	45	55	5
構築物	50	30	20	5
車両運搬具	40	30	10	10
器具備品	16	12	4	4
...				
合計	206	117	89	24
(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。				
単位：円				
科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額	総額	総額	総額
	200	100	100	10
	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	20	10	10	1
	国 80	国 40	国 40	国 4

	県 80 その他 20	県 40 その他 10	県 40 その他 10	県 4 その他 1
合計	200	100	100	10
受託所有土地改良 施設使用収益権	総額 400 (内訳) 土地改良区 40 国 360	総額 120 (内訳) 土地改良区 12 国 108	総額 280 (内訳) 土地改良区 28 国 252	総額 20 (内訳) 土地改良区 2 国 18
合計	400	120	280	20

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

単位：円

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
A 地区 100	50	40
B 用水路 50	20	20
合計	70	60

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は、満期まで保有すること等を要件として会計処理上での時価評価を要さないものとされている。しかし、満期保有目的の債券の時価は土地改良区の資産運用に影響を与えるものと考えられることから、会計処理上で時価評価を行った場合と同じだけの情報を注記として開示することとされている。

記載例

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

単位：円

科目	帳簿価額	時価	評価損益
第〇〇回利付国債	95	98	3
〇〇県第〇回公募公債	120	118	△2
合計	215	216	1

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

土地改良事業費及び運営経費等について、組合員からの賦課金だけでなく、国及び都道府県等からの補助金等で賅っている土地改良区も多い。

農業基盤施設としての社会インフラの維持管理を行うという土地改良区の性格上、その運営において公益性が求められる団体であることから、補助金等、国民の負担に帰する財源を明示することは重要な情報開示となる。

記載例

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高						
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。						
単位：円						
補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
〇〇補助金	A 省	50	-	50	-	-
〇〇補助金	B 省	-	100	10	90	指定正味財産
小計		50	100	60	90	
助成金						
〇〇助成金	C 県	-	10	10	-	
〇〇助成金	D 市	-	20	15	5	指定正味財産
小計		-	30	25	5	
合計		50	130	85	95	

9 換地清算金徴収金の当期徴収額、換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高

換地清算を実質的に代行する目的で土地改良区に一時的に換地清算金が支払われ、換地地権者等への交付義務を負う場合は、当該換地清算金を換地清算金預り金として処理し、その徴収金又は交付金の増減額を注記する。

記載例

9 換地清算金（土地改良法第 54 条の 3 の規定に基づき徴収した金額（同法第 89 条の 2 第 10 項の規定において準用するものを含む。））徴収金の当期徴収額、換地清算金（同法第 89 条の 2 第 11 項の規定により県等から支払われた金額）交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高

換地清算金徴収金の当期徴収額又は換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高は、次のとおりである。

単位：円

換地清算金の区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分	摘要
換地清算金徴収金 〇〇換地区	-	50	50	-	流動負債	〇〇 区営 事業
小計	-	50	50	-		
換地清算金交付金 〇〇換地区	-	60	-	60	流動負債	〇〇 県営 事業
小計	-	60	-	60		
合計	-	110	50	60		

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 ~~該当事項なし~~

~~指定正味財産から一般正味財産への振替額は、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に記載される。この振替額の内訳を示したのが当該注記である。~~

記載例

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳	
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。	
単位：円	
内容	金額
経常収入への振替額	
減価償却費計上による振替額	50
基本財産受取利息	10
経常外収入への振替額	
災害損失計上による振替額	500
合計	560

11 関連当事者との取引の内容

土地改良区は、土地改良施設という農業基盤としての社会インフラの維持管理を行うという団体という性格上、その運営において公共・公益性が求められ、団体を私物化するようなことはあってはならない。しかしながら、土地改良区も特定の個人や団体と密接な関係を有していることがある。そのため、これらの不透明な関係が不適切なものでないことを開示する趣旨から、関連当事者の概要や取引等の注記を行うこととしている。

(1) 関連当事者の範囲

土地改良区会計基準注解

(注 14) 関連当事者との取引の内容について

1 土地改良区の関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 役員（役員に準ずる者を含む。以下同じ。）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係のある者）なお、役員に準ずる者とは、相談役、顧問その他これに類する者で、当該土地改良区内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に当該土地改良区の運営に従事していると認められる者をいう。ただし、当該土地改良区の役員のうち、対象役員は、常勤の有給役員に限定するものとする。

(2) 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

関連当事者の開示について適切な開示を求める観点から、関連当事者の範囲は形式的に判定するのではなく、実質的に判定する必要がある。

実質的な判定とは、土地改良区の理事・監事(常勤の有給役員に限る)という地位だけではなく、土地改良区内における地位や職務内容等に照らして土地改良区の運営に実質的に従事しているかどうかで判断することをいう。

例えば、相談役、顧問等の地位で理事会又は総(代)会に出席し、積極的に意見を述べる等、意思決定に関与しているものと判断される場合は、関連当事者に含まれる。

また、土地改良区会計基準では、土地改良区の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する法人も関連当事者として明示している。その理由としては、関連当事者の範囲を可能な限り明確にすること、土地改良区の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する法人は、土地改良区の役員及びその近親者の強い意向を受けて取引を行っている場合も多いと考えられ、当該法人と土地改良区との取引も開示対象に含めることが土地改良区の適切な運営を行う上で望ましいと考えられる点が挙げられる。

なお、近親者とは、2親等以内の親族、すなわち、自身の配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖父、母、子、孫及び配偶者の父母、兄弟、姉妹、祖父母並びに自身及び配偶者の兄弟、姉妹、子、孫の配偶者をいう。

(2) 重要性の基準

土地改良区会計基準注解

(注 14) 関連当事者との取引の内容について

- 2 1に規定する関連当事者との取引のうち、財務諸表の科目に係る取引について、一定の重要性の高い取引を注記の対象とする。

注記の対象とする取引の具体的な重要性の判断基準については、土地改良区の規模や取引の内容などにより異なる場合もあるため、一律に形式的な基準を設けることは適当ではないとする考え方もあるが、開示の公平性や実務への配慮から、本作成要領では、数値基準を示すこととした。

注記の対象となる「一定の重要性の高い取引」とは、以下の取引をいう。

① 役員及びその近親者

役員及びその近親者との取引については、貸借対照表及び正味財産増減計算書項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

② 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

・ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表に計上された各勘定科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、非保証債務並びに関連当事者による土地改良区の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の1%を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が1%以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の1%を超える場合には開示を要するものとする。

正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

~~経常収入又は経常支出に計上された各勘定科目に係る関連当事者との取引については、勘定科目ごとに、経常収入又は経常支出の合計額の10%を超える取引を開示する。~~

~~経常外収入又は経常外支出に計上された各勘定科目に係る関連当事者との取引については、勘定科目ごとに100万円を超える取引について、その取引総額を開示する。~~

~~なお、指定正味財産から経常収入や経常外収入に振り替えられたものについては、関連当事者との取引の開示の対象には含めないこととする。~~

~~指定正味財産増減の部に計上された各勘定科目に係る関連当事者との取引については、勘定科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。~~

~~ただし、経常外収入又は経常外支出に計上された各勘定科目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象になる場合であっても、各勘定科目の取引に係る収支の合計額が当期一般正味財産増減額の10%以下になる場合には、開示を要しないものとする。~~

(3) 注記事項

土地改良区会計基準注解

(注 14) 関連当事者との取引の内容について

- 3 関連当事者との取引については、原則として次に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者の氏名及び職業
 - (2) 当該土地改良区と関連当事者との関係
 - (3) 取引の内容
 - (4) 取引の種類別の取引金額
 - (5) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (7) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表等に与えている影響の内容
- 4 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、3に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退任慰労金の支払い

以下の記載例は、本作成要領で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載内容は土地改良区の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

記載例

11 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

単位：円

法人等の名称	住所	事業の内容又は職業	役員の兼務等	事業上の関係	取引の内容	取引金額	取引関係科目	期末残高
〇〇株式会社	〇〇県 〇〇市	〇〇	なし	役務の受入	〇〇の発注 (注1)	100	-	-
△△	〇〇県 〇〇市	顧問	なし		土地の賃借 (注2)	20	前払費用	10

取引条件及び取引条件の決定方法

(注1) 〇〇業務の発注については、他社からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。

(注2) 事務所施設及び駐車場として使用しており、近隣の地代を参考にした価格によっている。

12 重要な後発事象

後発事象とは、期末日以降に発生した事象で、翌年度以降の土地改良区の財務状況等に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象のうち、期末日以降に発生した事象であるが、その実質的な原因が期末日現在において既に存在している場合は、財務諸表等の修正を行う必要がある。

一方、期末日後において発生した事象で、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌年度以降の財務諸表に影響を及ぼす場合は、注記として開示する必要がある。

開示する必要がある事象として例えば、以下のようなものがある。

- ・ 火災、震災、洪水等による重大な損害の発生
- ・ 多額の資金の借入または区債の発行
- ・ 多額な区債の買入償還または繰上償還
- ・ 土地改良区の合併、重要な土地改良施設の譲渡または譲受
- ・ 重要な係争事件の発生または解決

記載例

12 重要な後発事象 該当事項なし

13 その他

土地改良区会計基準には規定されていないものの、土地改良区の財政及び運営状況を正確に判断するために必要な事項として、長期借入金、未収賦課金等及び引当金について、残高がある場合には、以下の事項を財務諸表に注記する。

(1) 長期借入金について

当期末に貸借対照表に計上されている長期借入金について、契約ごとに具体的な内容と償還方法を注記する。

(2) 長期借入金の償還方法

当期末に貸借対照表に計上されている長期借入金の償還方法を注記する。

記載例

整理番号	事業名	借入先	借入年月日	利率 (%)	借入金総額	償還期限	当該年度償還額	償還額累計	未償還額	備考
1	〇〇事業	日本政策金融公庫	R1.5.1	3.0%	2,000	R9.4.30	-	-	2,000	2年据置
2	〇〇事業	〇〇銀行	H29.3.1	5.0%	1,000	R8.2.28	100	300	700	
合計					3,000		100	300	2,700	

単位：円

(2) 長期借入金の償還方法
 当該長期借入金の償還期限まで、毎年度、特別賦課金及び減債積立資産の取崩額を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

当期首及び当期末に貸借対照表に計上されている未収賦課金等及び長期未収賦課金等について、調定年度ごと、賦課金等の賦課種別ごとに区分して記載する。

記載例

13 その他								
(3) 未収賦課金等の明細								
単位：円								
調定年度	区分		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不納欠損引当金	備考
令和元年度	流動資産	經常賦課金	5件	-	-	50	-	
		特別賦課金	5件	-	-	20	-	
		-	-	-	-	
	合計		10件	-	-	70	-	
平成30年度	固定資産	經常賦課金	3件	30	10	20		
		特別賦課金	3件	15	5	10		
		-	-	-		
		小計	6件	45	15	30		
平成29年度		經常賦課金	2件	20	-	20		
		特別賦課金	2件	10	-	10		
		-	-	-		
		小計	4件	30	-	30		
平成28年度		經常賦課金	2件	20	-	20	△19	
		特別賦課金	2件	10	-	10	△9	
		-	-	-	-	
		小計	4件	30	-	30	△28	
合計		14件	105	15	90	△28		

(4) 引当金の明細

当期首及び当期末に貸借対照表に計上されている引当金について、各引当金の設定目的ごとの科目の区別により記載する。

なお、当期減少額の欄のうち、「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記する。

記載例

科目	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
13 その他 (4) 引当金の明細					
				単位：円	
転用決済金引当金 ^{※1}	20			4 ^{※1}	16
不納欠損引当金	5	-	-	-	5
賞与引当金	20	15	20	-	15
職員退職給付引当金	40	5	3	-	42
役員退任慰労引当金	10	2	-	-	12
合計	95 55	22 17	23 20	4	90 48

※1 土地改良区会計基準適用前において負債の部に計上されていた転用決済金引当金 20 は、土地改良区会計基準の適用に伴い、5 年による定額法により取り崩している。

参 考 资 料

土地改良区会計細則比較表（正味財産増減計算書は作成せず、伝票制は採用しないものとした会計細則の例）

会計細則（今回）（抄）	会計細則（現行）（抄）
<p>第 1 章 総 則</p> <p>（帳簿等の保存及び処分）</p> <p>第 6 条 会計に関する帳簿及び第 13 条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から <u>10 年以上</u>としなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第 2 章 予 算 事 務</p> <p>（財務諸表等科目、様式及び予算執行等）</p> <p>第 9 条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを<u>貸借対照表、収支予算書及び収支決算書並びに財産目録ごと</u>に科目を区分し、その名称、配列並びに内容については、別添 1 による。</p> <p>2 本条第 1 項の様式は会計基準別表第 2 による。</p> <p>3 事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は、別添 2 による。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>第 3 章 収入支出事務</p> <p>（必要書類）</p> <p>第 13 条 収支計算出納には、次の書類を必要とする。</p> <p>(1) <u>収入命令書又は支出命令書</u></p> <p>(2) 証拠書類</p> <p>（収入命令書）</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>（帳簿の保存及び処分）</p> <p>第 6 条 会計に関する帳簿及び第 13 条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から <u>最低 10 年以上</u>保存しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第 2 章 予 算 事 務</p> <p>（予算及び決算科目、書類様式並びに予算執行等）</p> <p>第 9 条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを<u>収支予算書及び収支決算書科目並びに財産目録科目</u>に区分し、その名称、配列並びに内容については、別添 1 による。</p> <p>2 収支予算書、収支決算書、財産目録、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別添 2 による。</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>第 3 章 収入支出事務</p> <p>（必要書類）</p> <p>第 13 条 収支計算出納には、次の書類を必要とする。</p> <p>(1) <u>収入命令又は支出命令</u></p> <p>(2) 証拠書類</p> <p>（収入命令）</p>

<p>第 14 条 〔略〕</p>	<p>第 14 条 〔略〕</p>
<p>(賦課金等の手続)</p>	<p>(賦課金等の手続)</p>
<p>第 16 条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。</p>	<p>第 16 条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。</p>
<p>(1) 発行区分毎に賦課通知書及び納入告知書の原符を集計表を付して編てつすること。</p>	<p>(1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符を集計表を付して編てつすること。</p>
<p>(2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。</p>	<p>(2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。</p>
<p>(3) 発行区分毎の賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。</p>	<p>(3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。</p>
<p>(領収証の発行)</p>	<p>(領収証の発行)</p>
<p>第 21 条 〔略〕</p>	<p>第 21 条 〔略〕</p>
<p>2 振込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。</p>	<p>2 口座振込又は口座振替の方法により収入した場合は、領収証を発行しないことができる。</p>
<p>(支出命令)</p>	<p>(支出命令書)</p>
<p>第 23 条 〔略〕</p>	<p>第 23 条 〔略〕</p>
<p>(支払方法)</p>	<p>(支払方法)</p>
<p>第 25 条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込又は小切手によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。</p>	<p>第 25 条 金銭の支払方法は、原則として口座振込、口座振替又は小切手によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>(領収証の徴収等)</p>	<p>(領収証の徴収等)</p>
<p>第 27 条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。</p>	<p>第 27 条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。</p>
<p>(1) 特別な事情により領収証を徴収することができなときは、当該支出命令に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を</p>	<p>(1) 特別な事情により領収証を徴収することができなときは、当該支出命令に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を</p>

明書を付して領収証に代えることができる。

(2) 口座振込又は口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が○円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をなくともよい。

(小口現金)

第31条 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、小口現金をおくことができる。

2 小口現金の保有限度額は、○万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たるとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。

3 会計主任は小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納帳の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならぬ。

第4章 帳簿組織

(金銭出納簿の記載方法)

第39条 金銭出納簿は、収入命令書又は支出命令書により取扱日付順に転記しなければならない。

2 金銭出納簿には、次の事項を記載する。

- (1) 取扱年月日
- (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 収入科目又は支出科目 (款、項及び説明種目)
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳 (現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別)
- (7) 収入又は支出の内容

(収入簿及び支出簿の記載方法)

第40条 〔略〕

2 収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、

付して領収証に代えることができる。

(2) 口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が○円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をなくともよい。

(手持現金)

第31条 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、手持現金をおくことができる。

2 手持現金の保有限度額は、○万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たるとする。手持現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。

第4章 帳簿組織

(金銭出納簿の記載方法)

第39条 金銭出納簿は、収入命令又は支出命令により取扱日付順に転記しなければならない。

2 金銭出納簿には、次の事項を記載する。

- (1) 取扱年月日
- (2) 収入命令又は支出命令の番号
- (3) 収入科目又は支出科目 (款、項及び説明種目)
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳 (現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別)
- (7) 収入又は支出の内容

(収入簿及び支出簿の記載方法)

第40条 〔略〕

2 収入簿は、収入命令により、支出簿は、支出命令により、それぞ

それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。ただし、収支計算外出納については、この限りでない。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

- (1) 記入年月日
 - (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
 - (3) 内容
 - (4) 予算額
 - (5) 収入又は支出済の金額及び累計
 - (6) 予算残高
- 4 〔略〕

(補助簿)

第 41 条 土地改良区は、会計主要簿のほかには会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) ～ (8) 〔略〕
- (9) 小口現金出納帳
- (10) ～ (23) 〔略〕

9 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。

(記帳)

第 43 条 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、全て収入命令書及び支出命令書に基づいて遅滞なく記帳しなければならない。

2 〔略〕

(帳簿間の照合)

第 44 条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計と、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(出納整理期間中の処理)

第 45 条 出納整理期間中において、前会計年度未までの収入命令

れ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。ただし、収支計算外出納については、この限りでない。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

- (1) 記入年月日
 - (2) 収入命令又は支出命令の番号
 - (3) 内容
 - (4) 予算額
 - (5) 収入又は支出済の金額及び累計
 - (6) 予算残高
- 4 〔略〕

(補助簿)

第 41 条 土地改良区は、会計主要簿のほかには会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) ～ (8) 〔略〕
 - (9) ～ (22) 〔略〕
- (新設)

(記帳)

第 43 条 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、全て収入命令及び支出命令に基づいて遅滞なく記帳しなければならない。

2 〔略〕

(帳簿間の照合)

第 44 条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計と、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(出納整理期間中の処理)

第 45 条 出納整理期間中において、前会計年度未までの収入命令

書又は支出命令書により生じた収入又は支出を經理したときは、その会計年度分の収入又は支出としなければならぬ。

2 〔略〕

第5章 決算事務

(貸借対照表等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成させ、出納の閉鎖後3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成する前に、金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第48条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

第6章 記帳上の注意事項

(収入命令等)

第54条 収入命令書及び支出命令書は、原則として相手先に請求

は支出命令により生じた収入又は支出を經理したときは、その会計年度分の収入又は支出としなければならぬ。

2 〔略〕

第5章 決算事務

(収支決算書等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして収支決算書及び財産目録を作成させ、出納の閉鎖後3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書及び財産目録を作成する前に、金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

第6章 記帳上の注意事項

(収入命令等)

第53条 収入命令及び支出命令は、原則として相手先に請求する日

する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。

2 収入命令書又は支出命令書における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書又は支出命令書を作成しなければならぬ。

3 前項の誤記に係る収入命令書又は支出命令書が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。

4 〔略〕

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。)のものをいう。

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

(3) その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。

2 収入命令又は支出命令における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令又は支出命令を作成しなければならぬ。

3 前項の誤記に係る収入命令又は支出命令が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。

4 〔略〕

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものをいう。

(1) 有形固定資産

建物及び附属設備、車輛運搬具、工具、器具等

(2) 無形固定資産

事務所等借地権、ソフトウェア等

(3) その他固定資産

ア 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、土地改良施設更新積立金等

イ 特定資産

財政調整基金、職員退職給付積立金、転用決済積立金等

〔備考〕

会計基準別表第1に準拠し、土地改良区の実態に即して規定すること。

(評価額等)

第58条 固定資産の評価額は、次の各号による。

- (1) 造成によるものは、取得評価額
 - (2) 譲与によるものは、取得評価額
 - (3) 購入に係るものは、購入評価額に附帯費用を加算した金額
 - (4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿評価額
 - (5) 贈与によるものは、評価額
 - (6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得評価額
- 2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。
- 3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の減損)

第61条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表評価額としなければならぬ。

ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿評価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第62条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の評価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

(評価額等)

第57条 固定資産の評価額は、次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、購入評価額に附帯費用を加算した金額
- (2) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿評価額
- (3) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得評価額

(有形固定資産の改良と修繕)

第60条 有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の評価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第8章 物品会計事務

(物品の範囲)

第63条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が1年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価額が3万円以上10万円未満のもの

- (2) 消耗品 〔略〕

(物品の管理)

第64条 物品の管理については、備品台帳及び消耗品受払簿により記録を行うものとし、第60条の規定を準用する。

第9章 補則

(財務状況の公表)

第67条 規約第47条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
(2) 貸借対照表
(3) 正味財産増減計算書
(4) 収支決算書
(5) 財産目録
(6) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面
2～4 〔略〕

第8章 物品会計事務

(物品の範囲)

第61条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価額が3万円以上10万円未満のもの

- (2) 消耗品 〔略〕

(物品の管理)

第62条 物品の管理については、備品台帳及び消耗品受払簿により記録を行うものとし、第59条の規定を準用する。

第9章 補則

(財務状況の公表)

第65条 規約第47条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) 財産目録
(4) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面
2～4 〔略〕

参考2 収支予算書で使用している科目の比較表

◎収入

これまでの収支予算書の科目		会計基準に従う収支予算書の科目		備考
款	項	款	項	
土地改良事業収入		土地改良事業収入		
	賦課金収入		経常賦課金収入	細分化
			特別賦課金収入	細分化
	夫役現品収入		夫役現品収入	
	加入金収入		加入金収入	
	転用決済金収入		転用決済金収入	
	負担金収入		負担金収入	
附帯事業収入		附帯事業収入		
	他目的使用料収入		他目的使用料収入	
			手数料収入	
			農地中間管理機構業務受託料収入	
			多面的機能支払活動組織業務受託料収入	
基本財産運用収入		基本財産運用収入		
	基本財産配当金収入		基本財産配当金収入	
	基本財産利子収入		基本財産利息収入	名称変更
			基本財産賃貸料収入	
特定資産運用収入		特定資産運用収入		
	特定資産配当金収入			追加
	特定資産利子収入		特定資産利息収入	名称変更
補助金等収入		補助金等収入		
	〇〇事業補助金収入		補助金収入	説明種目
	〇〇助成金収入		助成金等収入	説明種目
交付金収入		交付金収入		
	適正化事業交付金収入		適正化事業交付金収入	
寄附金収入		寄附金収入		
	寄付金収入		寄付金収入	
受託料収入		業務受託料収入		名称変更
	〇〇業務受託料収入		換地業務受託料収入	
			土地改良施設操作受託料収入	
			調査業務受託料収入	
雑収入		雑収入		
			受取利息配当金収入	
	過年度収入		過年度収入	
	過怠金収入		過怠金収入	
借入金収入		借入金収入		
	区債収入		区債収入	
	公庫資金借入金収入		公庫資金借入金収入	
	その他借入金収入		その他の借入金収入	

積立金取崩収入		基本財産取崩収入		細分化
	積立金取崩金		備荒積立金取崩収入	
			事業積立金取崩収入	
		特定資産取崩収入		細分化
			財政調整積立資産取崩収入	
			職員退職給付引当積立資産取崩収入	
			役員退任慰労金積立資産取崩収入	
			転用決済金積立資産取崩収入	
更新積立金収入	任意更新積立金収入		施設更新積立資産取崩収入	
			減債積立資産取崩収入	
			建物等更新積立資産取崩収入	
固定資産売却収入		固定資産売却収入		
	土地売却収入		土地売却収入	
	建物売却収入		建物売却収入	
			機械及び装置売却収入	
	車両運搬具売却収入		車両運搬具売却収入	
	工具器具等売却収入		器具備品売却収入	
		出資金返還収入		
		差入保証金回収収入		
交付換地清算金収入		交付換地清算金収入		
	換地清算金交付金収入		換地清算金交付金収入	
徴収換地清算金収入		徴収換地清算金収入		
	換地清算金徴収金収入		換地清算金徴収金収入	
		他会計貸付金回収収入		
		他会計借入金借入収入		
〇〇会計繰入金		他会計繰入金		
	〇〇会計からの繰入金		〇〇会計からの繰入金	
繰越金		繰越金		
	前年度繰越金		前年度繰越金	

◎支出

款	項	款	項	備考
土地改良事業費		土地改良事業費支出		
	維持管理費支出		維持管理費支出	
	適正化事業費支出		適正化事業費支出	
	適正化事業拠出金支出		適正化事業拠出金支出	
	工事費支出		その他事業費支出	
	委託業務費支出		委託業務費支出	
	受託業務費支出		受託業務費支出	

		附帯事業費支出	〇〇	
一般管理費支出		一般管理費支出		
	運営事務費支出		運営事務費支出	
	事務所費支出		事務所費支出	
負担金等		土地改良事業負担金支出		
	〇〇事業負担金等支出		国営事業負担金支出	説明種目
			都道府県営事業分担金支出	説明種目
			市町村営事業分担金支出	説明種目
	支払負担金等支出		その他負担金支出	名称変更
借入金返済支出		借入金返済支出		
	公庫資金償還金支出		公庫資金償還金支出	
	その他の借入金返済金支出		その他の借入金返済金支出	
			区債返済金支出	
			リース債務返済支出	
		支払利息		
			借入金利息	
			区債利息	
固定資産取得支出		固定資産取得支出		
	土地取得支出		土地取得支出	
	建物取得支出		建物取得支出	
	機械及び装置取得支出		機械及び装置取得支出	
	車両運搬具取得支出		車両運搬具取得支出	
	器具備品取得支出		器具備品取得支出	
			リース資産取得支出	
			ソフトウェア取得支出	
		土地改良施設建設仮勘定取得支出		
		附帯事業施設建設仮勘定取得支出		
		建設仮勘定取得支出		
		出資金取得支出		
		差入保証金差入支出		
支払換地清算金支出		支払換地清算金支出		
	換地清算金支払金支出		換地清算金支払金支出	
納付換地清算金支出		納付換地清算金支出		
	換地清算金納付金支出		換地清算金納付金支出	
積立金支出		基本財産積立支出		
	〇〇積立金支出		備荒積立金支出	
			事業積立金支出	
		特定資産積立支出		
			財政調整積立資産積立支出	

			職員退職給付引当積立資産積立支出	
			役員退任慰労金積立資産積立支出	
			転用決済金積立資産積立支出	
			施設更新積立資産積立支出	
			減債積立資産積立支出	
			建設等更新積立資産積立支出	
		雑支出		
			過年度支出	
		他会計貸付金貸付支出		
		他会計借入金返済支出		
〇〇会計繰出額		他会計繰出額		
	〇〇会計繰出金支出		〇〇会計繰出金支出	
		繰越金		追加
			次年度繰越金	
予備費	予備費	予備費	予備費	

参考3-1 単式簿記に基づく財産目録の科目例

財産目録の科目

科目		説明
款	項	
【資産の部】		
流動資産		資産のうち、期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの
	現金及び預金	現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金、払出証券、郵便為替証書等 預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等（特定資産に属するものを除く。）
	有価証券	期末日の翌日から1年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に属するものを除く。）
	未収賦課金等	賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収入金（当期に賦課等をした未収入金に限る。）
	換地清算金未収金	換地清算における関係権利者からの未収金で換地処分公告の翌日から起算して、1年未満のもの
	短期未収金	補助金、財産使用料、受託料、他目的使用料等相手方の同意において受け取ることとなる未収入金（ただし、当期に契約等をした1年以内の未収入金に限る。）
	前払金	購入物品又は用益代金等の前払金
	仮払金	役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目
固定資産		土地改良区において継続的に事業等に使用することを目的として所有するもの
有形固定資産		土地や建物のように実体のある資産で、長期にわたり事業に使用する目的で保有する資産（土地改良施設、同敷地権利を除く。）
	山林、宅地及びその従物	山林、宅地及びその従物たる資産
	建物及び附属設備	土地改良区の事務所、倉庫等の建物及び車庫その他建物附属設備（建物に対して行った造作を含む。）
	機械及び装置	工作又は作業用の機械及び装置（工具及び器具を除く。）
	車両運搬具	自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具
	工具、器具等	測定、検査及び修理用等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が3万円以上のものをいう。）
	建設仮勘定	建設中の建物、製作中の機械等、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目

無形固定資産		固定資産のうち、借地権、ソフトウェア資産等
	事務所等借地権	事務所等敷地の借地権で、土地改良施設及び基本財産の敷地に属さない土地の借地権
	ソフトウェア	パーソナルコンピューターソフト等事務の用に供されるもの（土地改良施設操作のソフトウェアを除く。）
その他固定資産		有形固定資産、無形固定資産以外の固定資産
	基本財産	土地改良区の健全な運営を図るため、定款及び規約において基本財産と定めたもの
	山林、宅地及びその従物	山林、宅地及びその従物で、定款及び規約において基本財産と定めたもの
	備荒積立金	災害等による減収の補填又は応急復旧事業等に充てるための積立金で、定款及び規約において基本財産と定めたもの
	土地改良施設更新積立金	所有土地改良施設の更新に際して土地改良区の負担する更新事業費に充当するための積立金で、定款及び規約において基本財産と定めたもの
	基本財産有価証券	定款及び規約において基本財産と定められた有価証券
	特定資産	基本財産以外のその他固定資産のうち、積立金規程等において積立目的及び管理並びに運用について、一定の制約が付されているもの
	財政調整基金	年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付積立金	職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労積立金	役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立金	農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、土地改良事業に係る将来の負担等に充てるための積立金
	土地改良事業負担金等積立金	管理受託土地改良施設の更新に際して、土地改良区が負担する負担金等に充当するための積立金
	土地改良事業長期前払費用	国営土地改良事業に土地改良区負担額を一括納付した場合の納付相当額
	建物等更新積立金	土地改良区事務所及び構築物の更新費等に充当する積立金等
	長期未収賦課金等	過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金のうち期末日の翌日から1年を超えて納付されると認められるもの
	有価証券	長期的に保有する有価証券で、基本財産に属さないもの
	出資金	土地改良事業団体連合会、農協等に対する出資金
	差入保証金等	賃貸借契約その他取引等により相手方に差入れた敷金、保証金等
【負債の部】		
流動負債		期末日の翌日から1年以内に弁済期限が到来する負債
	未払金	期末日の翌日から1年以内に弁済（履行）期限が到来する請負工事費、拠出金、会費及びその他費用等の未払金

	換地清算金未払金	関係権利者に支払うべき換地清算金（期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	前受金	土地改良区が受け取る債権のうち金額が確定しているもので、賦課又は納入告知等が行われていないもの（納入期限1年以内のものに限る。）
	借入金	返済期限が期末日の翌日から1年以内の借入金（返済期限が期末日の翌日から1年以内となった長期借入金を含む。）
	換地清算金仮受金	創設換地取得者等から換地処分公告日以前に納付された換地清算金相当額で、次いで、土地改良区として換地清算を行うもの
固定負債		流動負債以外の負債で、弁済期限が期末日の翌日から1年を超える負債
	公庫資金等長期借入金	都道府県営及び土地改良区営土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が期末日の翌日から1年を超える借入金
	その他の長期借入金	土地改良区運営費等に係るその他金融機関からの借入金で、返済期限が期末日の翌日から1年を超える借入金
	長期未払金	過年度分の未払金で、期末日の翌日から1年を超えるもの
	任意更新積立金	所有土地改良施設又は管理受託施設の更新に際して組合員が負担する負担金等に充当する予定の任意の積立金
	長期預り金	預り保証金等預り金のうち期末日の翌日から返還予定が1年を超えるもの

参考 3-2 単式簿記に基づいて作成した財産目録様式例

財産目録
○年○月○日現在

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
流動資産合計			
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
(2) 無形固定資産			
固定資産合計			
3 その他固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
その他固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計			

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
.....		
流動資産合計		
2 固定資産		
(1) 基本財産		
.....		
基本財産合計		
(2) 特定資産		
.....		
特定資産合計		
(3) その他固定資産		
.....		
その他固定資産合計		
固定資産合計		
3 繰延資産		
.....		
繰延資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1 流動負債		
.....		
流動負債合計		
2 固定負債		
.....		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		

(記載上の注意) 科目の順は、別表第 1 の科目の順によること。

金額欄のうち右の 2 列には仕切り線を入れ、款の計、さらに部の計を表記すること。

参考4-1 貸借対照表の標準科目

科目一覧表

貸借対照表

款	項	目	節	説明
【資産の部】				
流動資産				資産のうち、事業年度期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの
	現金及び預金			現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金払出証票、郵便為替証書等 預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等（特定資産に属するものを除く。）
	有価証券			事業年度期末日の翌日から1年以内に満期の到来する国債その他の債券（固定資産に属するものは除く。）
	未収賦課金等			賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収金（当期において賦課等をした未収金に限る。） なお、地区別に賦課金額が異なる等の場合等、必要に応じ、節に、地区名、工区名を設定する。
		未収経常賦課金	〇〇	未収の経常賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収特別賦課金	〇〇	未収の特別賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収夫役現品	〇〇	未収の夫役現品（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収加入金	〇〇	未収の加入金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支

				払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。)
		未収転用決済金	〇〇	未収の転用決済金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
	換地清算金未収金			土地改良区営事業において、換地清算における関係権利者からの未収金で、換地処分公告の翌日から起算して1年未満のもの
	その他未収金			
		未収負担金	〇〇	当期において負担を受けるべき負担金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業負担金、未収適正化事業負担金、未収建設事業負担金）
		未収業務受託料	〇〇	当期において支払いを受けるべき業務受託料のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業受託料、未収適正化事業受託料、未収建設事業受託料、未収その他受託料）
		未収補助金	〇〇	当期において交付決定を受けた補助金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名や国、県等の補助金支出者に区分して記載する。（例示：未収維持管理事業補助金、未収適正化事業補助金、未収建設事業補助金、未収その他事業補助金）
		未収交付金	〇〇	当期において支払いをうけるべき交付金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名、地区名等を記載する。（例示：未収適正化事業交付金、未収その他事業交付金）
		未収他目的使用料		当期において未収となっている他目的使用料
		未収過剰金	〇〇	当期において未収となっている過剰金

				なお、必要に応じて、節を設定し、具体的な名称を記載する。（例示：未収〇〇地区過怠金）
	前払金			購入物品又は用役代金等の前払金、国営土地改良事業における土地改良区負担額を土地改良区が一括納付した場合の納付相当額等
	立替金	〇〇		役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目 なお、必要に応じて、目で仮払金を設定する。
	貯蔵品			燃料、資材、消耗工具、事務用品等のうち、取得時に経費又は材料費として処理されず、未使用のまま貯蔵中のものをいい、切手、収入印紙、タクシーチケット等の金券類を含む。（重要性の乏しいものについては取得時に全額を費用処理することも認められる。）
	その他流動資産			上記以外の流動資産
	他会計貸付金			一般会計と特別会計の間に発生した貸付金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの
固定資産				資産のうち、土地改良区において継続的に事業等に使用することを目的として所有するもの
基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの
	山林、宅地及びその従物			規約において基本財産として定めたもの
	備荒積立金			災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	事業積立金			土地改良事業（特定資産の施設更新積立資産により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの

	基本財産有価証券			規約において基本財産として定めた有価証券
特定資産				特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限られず、土地改良施設や土地等も含まれる。 なお、下記以外に、具体的に必要な積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。
	所有土地改良施設			土地改良区が所有する土地改良施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額とし、減価償却累計額を控除した額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	土地改良施設用地等			土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額
	水利権			土地改良区が所有する水利権の設定に要した費用
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設（土地、地上権及び借地権等を含む。）を土地改良区が管理受託している場合における土地改良区の負担相当額 なお、減価償却累計額及び当該使用収益権に係る国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	財政調整積立資産			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産			役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降

				の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産			所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金（基本財産の事業積立金に充てる土地改良事業は除く。）
	減債積立資産			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
	建物等更新積立資産			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金
	土地改良施設建設仮勘定			土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。） なお、土地改良施設の建設に際して、一部に国庫補助金等が含まれている場合にあつては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設			附帯事業に係る施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあつては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設建設仮勘定			附帯事業に係る施設が完成する前の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金等を含む。）
その他固定資産				基本財産及び特定資産以外の固定資産
	土地			土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地（地上権、借地権等も含む。）
	建物			土地改良区の事務所、倉庫等の建物及びその他建物附属設備並びに構築物（土地改良施設を除く。）
	建設仮勘定			土地改良施設以外の土地改良区の事務所、倉庫等の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）

	機械及び装置			<p>工作又は作業用の機械及び装置（器具備品を除く。）で、減価償却累計額を控除した額。</p> <p>なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。</p>
	車両運搬具			<p>自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具で、減価償却累計額を控除した額。</p> <p>なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。</p>
	器具備品			<p>測定、検査及び修理用具等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等で、減価償却累計額を控除した額。</p> <p>なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。</p>
	リース資産			ファイナンス・リース取引で借手側に生じる資産
	ソフトウェア			土地改良施設の操作以外の用に供するソフトウェア（会計ソフト等）
	適正化事業拠出金			適正化事業費の事業実施年度当年度までに拠出されたもの
	長期未収賦課金等			過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金
		経常賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収経常賦課金
		特別賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収特別賦課金
		夫役現品		過年度（前期以前）分の長期の未収の夫役現品
		加入金		過年度（前期以前）分の長期の未収の負担金
		転用決済金		過年度（前期以前）分の長期の未収の転用決済金
	出資金			土地改良事業団体連合会、農協等の関係団体への出資金及び有価証券のうち、流動資産の有価証券及び基本財産の基本財産有価証券を除く国債その他の債券

	差入保証金			賃借人が賃料その他の賃貸契約上の債務を担保する目的で賃借人に対して支払われるもの等で、契約が満了したときに原則全額が返還されるもの（敷金、保証金等）
	その他固定資産			上記以外のその他の固定資産
	不納欠損引当金			長期未収賦課金等について、滞納処分を行った場合にあっては、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等の徴収不能見込額
繰延資産				すでに対価の支払が終了し又は支払義務が確定し、それに対応する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたって発現される費用であり、翌事業年度以降にわたり繰延経理された資産
	土地改良区設立費			土地改良区を設立する際に要した費用
	区債発行費			区債を発行する際に要した費用
【負債の部】				
流動負債				期末日の翌日から1年以内に弁済（履行）期限が到来する負債
	未払金			請負工事費、拋出金、会費及びその他費用等の未払金（当期に支払（納付）請求又は義務がある未払金に限る。）
	前受金			事業年度末日時点において、組合員等から翌期の賦課金等の納入を受けているが、賦課又は納入告知等が行われていないもの（納入期限が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	預り金			当該年度に給与等の源泉所得税及び社会保険料並びに取引上收受した預り保証金等預り金のうち1年以内に支払又は返還予定のもの
	賞与引当金			職員の賞与手当支給に備えるための引当金
	短期借入金			返済期限が期末日の翌日から1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金も含む。）

	適正化事業拠出金短期未払金			適正化事業拠出金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年以内のもの
	未払消費税等			事業年度の末日における未納付の消費税等
	リース債務			ファイナンス・リース取引により購入したリース物件の代金（リース料の総額）の未払金
	換地清算金未払金			土地改良区営事業において、換地処分公告後、関係権利者に支払うべき換地清算金（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	換地清算金預り金	〇〇		国営又は都道府県営土地改良事業において、換地処分公告後、国等から預かっている又は組合員から預かっている換地清算金や、創設換地取得者等から換地処分公告日以前に受領した換地清算金相当額（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。） なお、必要に応じ、目を設定し、支払先の名称等を記載する。
	その他流動負債			上記以外のその他の流動負債
	他会計借入金	〇〇		一般会計と特別会計の間に発生した借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの
固定負債				流動負債以外の負債で、弁済期限が期末日の翌日から1年を超える負債
	公庫資金等長期借入金	〇〇		土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、地区名、施設名等を記載する。
	その他の長期借入金	〇〇		土地改良区運営費等に係る公庫以外のその他金融機関からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、金融機関名を記載する。

	区債			土地改良区の区債で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの
	適正化事業拠出金長期未払金	〇〇		適正化事業拠出金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じて、目を設定し、地区名を記載する。
	職員退職給付引当金			職員の退職給付に備えるための引当金
	役員退任慰労引当金			役員退任慰労に備えるための引当金 (当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。)
	長期未払金			過年度分の各種負担金、各種分担金、各種使用料、委託料等の未払金で、弁済(履行)期限から1年を超えるもの
	その他固定負債			上記以外のその他の固定負債
【正味財産の部】				
指定正味財産				
	受取補助金等			国や都道府県等から受領した補助金、交付金、助成金 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名、事業名、施設名等を記載する。
		受取補助金	〇〇	
		受取交付金	〇〇	
		受取助成金	〇〇	
	所有土地改良施設受贈益			土地改良区が、国又は都道府県等から、土地改良施設の譲与を受けた場合の受入額
	土地改良施設用地等受贈益			土地改良区が土地改良事業を行うに際して、土地改良施設用地等として寄付者等から贈与を受けた土地であって、寄付者により、その用途、処分等に制約が課されている資産の受入額 (土地改良区が、国又は都道府県等から、土地の譲与を受けた場合の受入額も含む。)
	有価証券受贈益			土地改良区が、その用途、処分等に制約が課されている有価証券の贈与等を受けた場合の受入額

	受取寄付金			土地改良区が、寄付者により、その用途、処分等に制約が課されている資金の受入額
	(うち基本財産への充当額)			指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)			指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
一般正味財産				正味財産から指定正味財産を控除した額
	(うち基本財産への充当額)			一般正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)			一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

参考 4-2 貸借対照表の様式例

貸借対照表
(年 月 日現在) (単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
流動資産合計			
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
3 繰延資産			
繰延資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計			
2 固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2 一般正味財産			
一般正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			

正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

第2部 一問一答

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区に係る一問一答

質 問	回 答
<p>問1 貸借対照表の作成に当たり、単式簿記方式を継続する土地改良区の取扱いは、会計基準附則第2項で「当分の間」とされていますが、それはいつまでですか。</p>	<p>答1 会計基準附則第2項の「当分の間」については、将来的に土地改良区の体制が整い複式簿記方式による会計処理が可能となるまでの間と考えられています。</p> <p>なお、都道府県に設置される土地改良区運営基盤強化協議会等を通じ関係機関と連携して土地改良区の体制強化に取り組むこととされています。</p>
<p>問2 対象土地改良区は、「複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難な土地改良区」とされていますが、具体的にはどのような土地改良区が該当しますか。</p>	<p>答2 指導要領第1の2において、「対象土地改良区」の具体的な考え方が示されており、職員が不在の場合や土地改良区の業務用パソコンがない場合等の視点から定められています。</p> <p>なお、そのような土地改良区であっても複式簿記方式により会計処理を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>問3 特別会計を設けた土地改良区において、一般会計と特別会計を合わせた貸借対照表とすることを認めたのはなぜですか。</p>	<p>答3 期末一括仕訳は財産目録（会計毎に作成されない）から貸借対照表を作成する方法により行われるため、結果、一の貸借対照表を作成することとなります。また、期末一括仕訳を行う土地改良区の予算（決算）規模等を鑑みれば、貸借対照表を一つにまとめたとしても、貸借対照表の本来の目的（土地改良区の財政状態を明らかにし、組合員等にこれを正しく明瞭に表示する。）を達成しないとまではいえないとする整理がされているところです。</p>
<p>問4 収支予算書・決算書の科目について、款・項については特例を設けず、目・節についてはこれまでの説明種目を使用することを許容するのはなぜですか。</p>	<p>答4 収支予算書・決算書の科目については、款・項は共通部分が多く、会計基準との整合を求める一方で、目・節については、現在の説明種目の使用を認めたとしても、収支決算書の本来の使用目的（予算額と決算額を対比して表示し、年度実績を組合員等が確認し、次年度の活動方向を議論・決定していくための資料）は達成されるという整理から現在の説明種目の使用が許容されました。</p>

<p>問5 正味財産増減計算書について、作成しないことができる特例を認めたのはなぜですか。</p>	<p>答5 期中は単式簿記方式により会計処理し、期末に財産目録から貸借対照表を作成する土地改良区にとって、日々の仕訳から精算表の作成を前提とした正味財産増減計算書の作成は困難と考えられます。</p>
<p>問6 正味財産増減計算書を作成しないときには、あらかじめ総（代）会の議決を必要としているのはなぜですか。また、総（代）会の議決は、毎年度必要ですか。</p>	<p>答6 正味財産増減計算書を作成しない場合であっても、作成しないリスク（組合員等に貸借対照表に記載された正味財産の増減の原因・内訳が開示されないリスク）等について、組合員や総代に対する十分な説明が必要との考えから、総（代）会の議決を経ることとされています。</p> <p>また、正味財産増減計算書を作成しないこととする会計細則を定めた場合は、毎年度の議決は必要ありませんが、それ以外の方法（毎年度議決を経る。）も可能です。</p>

第3部 關係通知

30 農振第 2938 号
平成 31 年 2 月 14 日
〔改正—令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2007 号〕

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長

土地改良区会計基準の制定について

このことについて、別紙のとおり土地改良区会計基準を定めたので、御了知の上、今後とも土地改良区の適正な運営につき特段の御指導をお願いします。

これに併せて、土地改良区の地区除外等の取扱について（昭和 40 年 5 月 12 日付け 40 農地 B 第 1671 号農林省農地局長通知）を別添新旧対照表のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

また、土地改良区会計基準について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2410 号農林水産省農村振興局長通知）は廃止したので、併せて御了知願いたい。

(別紙)

土地改良区会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき設立された土地改良区の財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。）、収支予算書、収支決算書及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）の作成の基準を定め、土地改良区の健全な運営に資することを目的とする。

ただし、土地改良施設の管理を行わない土地改良区及び取得価額を算定しないことができる次に掲げる土地改良施設のみを管理している土地改良区は第2、第3及び第6の規定は適用しないものとする。（注1）

ア 土地とみなされる施設

イ 少額施設

ウ 歴史的な施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

2 一般原則

土地改良区は、次に掲げる原則に従い、財務諸表等を作成しなければならない。

- (1) 財務諸表等は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況及び資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表等は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。（注1）
- (3) 土地改良区会計は、土地改良区の財政状況をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければならない。（注1）
- (4) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

3 事業年度

土地改良区の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは9月1日から翌年8月31日までとすることができる。

4 会計の区分

- (1) 土地改良区は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設けることができる。ただし、補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理することとされているときは、当該補助金等の交付に係る事業については、特別会計を設けなければならない。
- (2) 特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならない。
- (3) 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計か

らの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

5 財務諸表等の科目

土地改良区は、第2以降に定めるもののほか、別表第1によって勘定科目を分類し、かつ別表第2によって財務諸表等を作成しなければならない。

6 金額の単位

財務諸表等に記載される科目その他の事項の金額は、円単位をもって表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、土地改良区の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末現在における全ての資産、負債及び正味財産を記載し、組合員、債権者その他の利害関係者にこれを正しく明瞭に表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分け、さらに、資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。（注2）（注3）

3 貸借対照表価額の配列

資産及び負債の項目の配列は、流動性配列法によるものとする。

4 土地改良施設の貸借対照表価額

(1) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている所有土地改良施設及びその附帯施設は、原則として、当該施設の工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定しなければならない。なお、譲与によって取得した所有土地改良施設の取得価額は、その取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定するものとする。ただし、第1の1のアからエまでに掲げる施設は取得価額を算定しないことができる。（注4）

(2) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている、国又は都道府県等が所有し、土地改良区が管理を受託している施設（当該施設用地等を含む。）を使用する権利（以下「受託土地改良施設使用収益権」という。）は、当該施設の造成に当たって土地改良区が負担した金額をもって取得価額とする。（注5）

(3) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注6）

5 その他資産の貸借対照表価額

(1) その他資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。

- (2) 未収経常賦課金、未収特別賦課金、未収夫役現品、未収加入金及び未収転用決済金（以下「未収賦課金等」という。）は、組合員等に対し賦課調定した額から賦課調定した事業年度内に徴収した額を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- また、過年度において組合員等に対し賦課調定した未収賦課金等であつて、当期末までに時効が完成していない未収賦課金等（以下「長期未収賦課金等」という。）は、過年度において組合員等に対し賦課調定した額から当期末までに徴収した額を控除した額のうち、時効が完成していない額をもって貸借対照表価額とする。
- なお、長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合（法第 39 条第 5 項の規定により滞納処分を行った場合であっても、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等）には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならない。この場合、不納欠損引当金は対象となった科目ごとに資産の部にて間接控除法により表示する。
- (3) 工事原材料、消耗品等の貯蔵品は、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注 1）
- (4) 満期まで所有する意図をもって保有する国債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注 7）（注 8）（注 9）
- (5) 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注 6）
- (6) 土地改良区設立費及び区債発行費は、繰延資産に計上することができる。これらの資産については、5 年間で均等償却するものとし、償却額を控除した未償却残高を貸借対照表価額とする。
- (7) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。この時価と比較する使用価値の見積りにあたっては、資産又は資産グループ単位として行うことができるものとする。（注 10）

第 3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分け、さらに、一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分しなければならない。（注 3）（注 11）（注 12）（注 13）

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収入及び経常支出を記載して当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、さらにこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注13）

第4 収支予算書

1 収支予算書の内容

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 収支予算書の区分

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる収入及び支出について、収入の部及び支出の部に区分しなければならない。

3 収支予算書への注記事項

収支予算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

- (1) 借入金限度額
- (2) 債務負担額

第5 収支決算書

1 収支決算書の内容

(1) 収支決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(2) 収支決算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。

(3) 予算の補正等が行われた場合、予算額には補正等の後の予算額を表示しなければならない。

2 収支決算書の区分

収支決算書の区分は、第4の2の規定を準用する。

3 収支決算書への注記

収支決算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の範囲
- (2) 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
- (3) 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
- (4) 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
- (5) 科目間の流用及び予備費の充用があった場合には、当該科目及び金額
- (6) その他土地改良区の収支を明らかにするために必要な事項

第6 財務諸表に対する注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権について当該資産の取得価額（負担金額の内訳も含む。）、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 減価償却累計額を控除したその他固定資産について当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- (9) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高
- (10) 換地清算金徴収金（法第 54 条の 3 の規定に基づき徴収した金額（法第 89 条の 2 第 10 項で準用する場合を含む。））の当期徴収額、換地清算金交付金（法第 89 条の 2 第 11 項の規定により都道府県等から支払われた金額）の当期支払額及び換地清算金の当期末残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳（注 13）
- (12) 関連当事者との取引の内容（注 14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他土地改良区の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に分け、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表に記載の価額と同一とする。

第8 会計方式の移行措置

この会計基準の適用初年度の取扱いは、別紙によるものとする。

第9 土地改良区連合への準用

法第 77 条第 1 項の規定に基づき設立された土地改良区連合においても、この会計基準を準用する。

附 則

1 この会計基準は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

ただし、令和4年3月31日までの間は、平成31年2月14日付けで廃止される前の土地改良区会計基準（平成23年4月1日付け22農振第2410号農林水産省農村振興局長通知）及び平成31年2月14日付けで一部改正される前の土地改良区会計検査指導基準（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）の適用を妨げないものとする。

2 第2の貸借対照表の作成について、複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難な土地改良区にあっては、当分の間、単式簿記方式により会計処理を行うこととし、本会計基準の適用については別に定めるところによる。

3農振第2008号
令和3年12月20日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について

このことについて、別添のとおり単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領を定めたので、御了知の上、今後とも土地改良区の適正な運営につき特段の御指導をお願いします。

(別添)

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する 土地改良区の指導要領

第1 総則

1 目的及び適用範囲

土地改良区会計基準の制定について(平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知)別添の土地改良区会計基準(以下「会計基準」という。)附則第2項の規定に基づき、当分の間、単式簿記方式の会計処理を継続して貸借対照表を作成する土地改良区(以下、「土地改良区」という。)の会計処理については、会計基準によるほか、この指導要領の定めるところによるものとする。

2 対象土地改良区

会計基準附則第2項の規定に基づく土地改良区は、次のいずれかに該当するもので、土地改良区運営基盤強化協議会(土地改良区運営基盤強化協議会の設置について(令和3年3月23日付け2農振第3599号農林水産省農村振興局長通知)第1に定める土地改良区運営基盤強化協議会をいう。以下同じ。)が同通知第3の(1)の②により選定した土地改良区とする。

- ① 土地改良区の業務用パソコンがない場合
- ② 会計事務を電算処理していない場合(表計算ソフトを使用しているも、表の作成や合計値の計算程度の活用を含む。)
- ③ 職員不在等の場合(専任職員又は兼任職員が2名以下の場合をいう。)
- ④ 土地改良区の毎年度の決算規模がおおむね500万円未満の場合
- ⑤ その他、①から④までの要件に相当する特別な事情がある場合

3 土地改良区の会計処理についての会計基準の特例

土地改良区については、会計基準の規定に従うことを原則とするが、それによってことが困難な特段の事情があるときは、以下のとおり取り扱うことができる。

- (1) 特別会計を設けた土地改良区では、会計基準第1の4の(2)の規定にかかわらず、貸借対照表については一般会計と特別会計を合わせたもの(会計間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高について相殺消去されたもの)のみとすることができ、収支予算書及び収支決算書については、総括表を作成しないことができる。
- (2) 正味財産増減計算書については、会計基準第3の規定にかかわらず、作成しないことができる。この場合、あらかじめ総(代)会の議決を経るものとする。
- (3) 収支予算書及び収支決算書で使用する科目は、款及び項については会計基準別表第1によるものとし、目及び節については、会計基準第1の5の規定にかかわらず、土地改良区が現に使用している説明種目とすることができる。使用する様式についてもこれに準ずるものとする。

第2 会計細則

土地改良区は、総則、予算事務、収入支出事務、帳簿組織、決算事務、帳簿記帳上の注意事項、固定資産会計事務、物品会計事務に関する事項並びに財務状況の公表については、別添の会計細則例に準拠して、会計細則に定めるものとする。

第3 会計帳簿

1 主要簿

土地改良区は、次の主要簿を備え、全ての取引を記帳しなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 収入整理簿
- (3) 支出整理簿

2 補助簿

土地改良区は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) 夫役現品台帳
- (4) 夫役現品徴収原簿
- (5) 補助金（交付金及び助成金）台帳
- (6) 受託金台帳
- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳
- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿
- (13) 事業用地買収補償簿
- (14) 工事用資材受払簿
- (15) 労務者出役簿
- (16) 土地改良施設台帳
- (17) 固定資産台帳
- (18) 区債及び借入金台帳
- (19) その他資産負債台帳
- (20) 備品台帳
- (21) 消耗品受払簿
- (22) 積立金台帳
- (23) 退職給与金要支給額台帳

3 会計帳簿

土地改良区の会計帳簿は、現に使用している様式とすることができる。ただし、小口現金出納帳、土地改良施設台帳及び固定資産台帳については、土地改良区の会計細則例の制定について（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）別添の会計細則例（複式簿記方式）に準じて定めるものとする。

第4 書類の保存

土地改良区は、会計帳簿（主要簿及び補助簿）及び会計基準第1の1で定める財務諸表等をその最終記入日又はその最終作成日の属する年度の翌年度から10年以上保存しなければならない。

第5 その他

単式簿記方式の場合、会計年度終了後2ヶ月間の出納整理期間があり、財産目録録及び貸借対照表の作成に当たっては、これを踏まえてこれらの金額を一致させるものとする。なお、貸借対照表の作成基準日は事業年度末日を指すため、貸借対照表の日付は3月31日とする。

(別添)

会計細則例

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(会計主任)

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(会計帳簿等の管理)

第3条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) ○○事業特別会計

〔備考〕

- 1 一般会計のみの場合、本条を削除する。
- 2 会計基準第1の4の(1)のただし書に該当する事業（小水力発電事業等）を実施している場合にあっては、特別会計を設けること。

（区分経理）

第5条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

〔備考〕

第3条において特別会計を設定している場合は、次の項を追加すること。

- 2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して経理をしなければならない。

（帳簿等の保存及び処分）

第6条 会計に関する帳簿及び伝票並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から10年以上としなければならない。

- 2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

（借入手続書類の写しの保存）

第7条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類（申込書、同添付書類、借用証書及び念書等）は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。

（本細則に定めのない事項）

第8条 この細則に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予 算 事 務

（財務諸表等科目、様式及び予算執行等）

第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書及び収支決算書並びに財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列並びに内容については、別添1による。ただし、正味財産増減計算書については、作成をしないことができる。

- 2 本条第1項の様式は会計基準別表第2による。
- 3 事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は、別添2による。
- 4 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。
- 5 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。
 - (1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用
 - (2) 科目中、説明種目の新設若しくは廃止又は説明種目相互間の予算流用
 - (3) 予備費の充用

〔備考〕

- 1 本条第1項の財務諸表等の科目は、会計基準別表第1に準じて定めるものとし、事業の種類、規模に応じて、追加又は省略することができる。
なお、収支予算書及び収支決算書の科目については、目・節に替えて款・項に次ぐ説明種目を設けることができる。
- 2 本条第3項の事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は、土地改良区の実情に応じて、使用又は適宜修正して用いることができる。
- 3 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、第1項中「正味財産増減計算書」を削除すること。

(収支予算書)

第10条 収支予算書は、一般会計、特別会計ともに、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

〔備考〕

特別会計を設置しない場合は、「一般会計、特別会計ともに、」を削除すること。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第11条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

(出納の分類)

第12条 土地改良区の出納は、収支計算に影響を及ぼす出納（以下「収支計算出納」という。）と収支計算に影響を及ぼさない出納（以下「収支計算外出納」という。）に分けるものとする。

(必要書類)

第13条 収支計算出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書又は支出命令書
- (2) 入金伝票又は出金伝票
- (3) 証拠書類

2 収支計算外出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 入金伝票又は出金伝票
- (2) 証拠書類

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条を次のように改めること。

第13条 この土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書又は支出命令書
- (2) 証拠書類

(収入命令書)

第14条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 収入科目（款、項及び説明種目）
- (4) 収入の金額及び事由
- (5) 納入者の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

(賦課金等の徴収)

第15条 土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による賦課金、夫役若しくは現品、過怠金又は延滞利息をその組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。

2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。

〔備考〕

准組合員から賦課金等を徴収する場合は、第1項の「その組合員」を「その組合員及び准組合員」とすること。

(賦課金等の手続)

第16条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつする

こと。

- (2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(入金伝票)

第 17 条 入金は、収支計算出納及び収支計算外出納ともに原則として入金 1 件ごとに 1 枚の入金伝票を起票する。

- 2 入金伝票には、第 14 条第 2 項に規定する事項を記載しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、収支計算外出納による入金であるときは、その入金伝票に「収支外」と赤記する。

[備考]

伝票制度を採用しない場合には、本条を削除すること。

(賦課金等の領収)

第 18 条 土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押して納入者に交付しなければならない。

(領収証交付後の手続)

第 19 条 前条の規定により領収証を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 賦課通知書又は納入告知書の原符に領収年月日を記入すること。
- (2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの徴収済額、徴収未済額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(証拠書類)

第 20 条 賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

- 2 賦課通知書又は納入告知書によらない区債、借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足りる証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第 21 条 第 18 条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様

式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

- 2 口座振込又は口座振替の方法により収入した場合は、領収証を発行しないことができる。

(賦課通知書等によらない領収)

第 22 条 賦課通知書又は納入告知書によらない区債又は借入金による金銭を収入したときは、区債及び借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第 23 条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

- 2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 番号 (年度別一連番号)
 - (2) 所属年度
 - (3) 支出科目 (款、項及び説明種目)
 - (4) 支出の金額及び事由
 - (5) 債主の住所及び氏名
 - (6) その他必要と認める事項

(出金伝票)

第 24 条 出金は、収支計算出納及び収支計算外出納ともに原則として出金 1 件ごとに 1 枚の出金伝票を起票する。

- 2 出金伝票には、前条第 2 項に規定する事項を記載しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、収支計算外出納による出金であるときは、その出金伝票に「収支外」と赤記する。

[備考]

伝票制度を採用しない場合には、本条を削除すること。

(支払方法)

第 25 条 金銭の支払方法は、原則として口座振込、口座振替又は小切手によるものとする。ただし、役職員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。

- 2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任が行い、小切手の署名及び捺印は、理事長が行う。

(立会い)

第 26 条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその指名す

る者が立会のうえ支払わなければならない。

- (1) 1件の支払金額〇円以上のもの
ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。
- (2) 理事会で定めたもの

(領収証の徴収等)

第27条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。
- (2) 口座振込又は口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が〇円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をしなくともよい。

(領収証の不受理)

第28条 次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。

- (1) 請求書の内容と一致しないもの
- (2) 鉛筆等消去可能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの
- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
- (5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの
- (6) 領収した日付の記載がないもの

(概算払)

第29条 旅費及び経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払をすることができる。

(前金払)

第30条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 土地若しくは家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (2) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(小口現金)

第31条 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金の保有限度額は、〇万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。
- 3 会計主任は小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納帳の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。

(過誤払の戻入れ、過誤納の戻出し)

- 第 32 条** 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入れしなければならない。
- 2 誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手續の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。

(金融口座への振込)

- 第 33 条** 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。
- (1) 番号 (年度別の一連番号)
 - (2) 所属年度
 - (3) 振出し元の口座名、口座番号及び振出し金額
 - (4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額
 - (5) 振込事由
 - (6) その他必要と認める事項

(残高の照合)

- 第 34 条** 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。
- 2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

(農業基盤整備資金の貸付受入金)

- 第 35 条** 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類 (請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等) の原本及び写し (原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの) を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。
- 2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第 23 条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第 36 条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第 21 条の規定に基づく場合にあっては、監事名をもって行う。

2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。

3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

(証拠書類の整理方法)

第 37 条 収入又は支出に関する証拠書類は、1 年分をまとめて予算編成の款、項及び説明種目の順序に区分して編てつし、各区分ごとに集計表を付さなければならない。

2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編てつするため当該科目に編てつすることができないときは、その写しを作成し、これを編てつしなければならない。この場合には、写しに原本の編てつの科目を記載しなければならない。

3 第 1 項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。

(1) 所属年度

(2) 収入科目又は支出科目 (款、項及び説明種目)

(3) 枚数

(4) 金額

4 第 1 項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項及び説明種目の金額に一致しなければならない。

5 入金伝票又は出金伝票は、発行の日付順に編てつし、金銭出納簿の記載の順序と一致しなければならない。

6 入金伝票又は出金伝票は、当該年度ごとに袋とじとし、そのとじ目には、会計担当理事及び会計主任が押印し、その表紙に、所属年度、書類名及び土地改良区名を記載しなければならない。

[備考]

伝票制度を採用しない場合には、本条中第 5 項及び第 6 項を削除すること。

第 4 章 帳 簿 組 織

(会計主要簿)

第 38 条 会計主要簿は、次の帳簿とする。

(1) 金銭出納簿

(2) 収入整理簿 (以下「収入簿」という。)

(3) 支出整理簿 (以下「支出簿」という。)

2 会計主要簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

(金銭出納簿の記載方法)

第 39 条 金銭出納簿は、収支計算出納又は収支計算外出納ともに全て入金伝票又は出金伝票により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 金銭出納簿には、次の事項を記載する。

- (1) 取扱年月日
- (2) 入金伝票又は出金伝票の番号
- (3) 収入科目又は支出科目（款、項及び説明種目）
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳（現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別）
- (7) 収入又は支出の内容

3 第 1 項の入金伝票又は出金伝票が収支計算外出納であるときは、前項第 2 号の記載事項に代えて「収支外」と赤記するものとする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条中第 1 項を「金銭出納簿は、収入命令書又は支出命令書により取扱日付順に転記しなければならない。」に改め、第 2 項第 2 号を「収入命令書又は支出命令書の番号」に改め、第 3 項を削除すること。

（収入簿及び支出簿の記載方法）

第 40 条 収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項及び説明種目の順に口座を設けなければならない。

2 収入簿は、入金伝票により、支出簿は、出金伝票により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。ただし、収支計算外出納については、この限りでない。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

- (1) 記入年月日
- (2) 入金伝票又は出金伝票の番号
- (3) 内容
- (4) 予算額
- (5) 収入又は支出済の金額及び累計
- (6) 予算残高

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄に赤記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合、本条中第 2 項を「収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。」に改め、第 3 項第 2 号を「収入命令書又は支出命令書の番号」に改め

ること。

(補助簿)

第41条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) 夫役現品台帳
- (4) 夫役現品徴収原簿
- (5) 補助金台帳
- (6) 受託金台帳
- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳
- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿
- (13) 事業用地買収補償簿
- (14) 工事用資材受払簿
- (15) 労務者出役簿
- (16) 土地改良施設台帳
- (17) 固定資産台帳
- (18) 区債及び借入金台帳
- (19) その他資産負債台帳
- (20) 備品台帳
- (21) 消耗品受払簿
- (22) 積立金台帳
- (23) 退職給与金要支給額台帳

〔備考〕

- 第1項の各号については、実態に即して選択すること。
- 2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。
- 3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。
- 4 賦課金徴収原簿及び夫役現品徴収原簿は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。
- 5 補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
- 6 受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領

金額等を詳細に記載する。

- 7 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。
- 8 未払金台帳は、委託業務の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。
- 9 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。
- 10 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。
- 11 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
- 12 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。
- 13 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額等を詳細に記載する。
- 14 土地改良施設台帳は、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額等を詳細に記載する。
- 15 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されていない土地、建物、機械等について取得価額等を詳細に記載する。
- 16 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件ごとに詳細に記載する。
- 17 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳並びに区債及び借入金台帳に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
- 18 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
- 19 消耗品受払簿は、消耗品の受払を品目別に詳細に記載する。
- 20 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
- 21 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
- 22 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

[備考]

第3項から第21項については、実態に即して選択すること。

(会計伝票の種類及び様式)

第42条 会計伝票の種類及び様式については、別添2に定めるところによる。

(記帳)

第43条 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、全て収入命令書及び支出命令書に基づいて遅滞なく記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿間の照合)

第 44 条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計について、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(出納整理期間中の処理)

第 45 条 出納整理期間中において、前会計年度末までの収入命令書又は支出命令書により生じた収入又は支出を経理したときは、その会計年度分の収入又は支出としなければならない。

2 前項の収入又は支出は、その会計年度の帳簿に引き続いて記載し、記帳の日付は、収入又は支出を取り扱った日とする。

第 5 章 決 算 事 務

(貸借対照表等の提出)

第 46 条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、出納の閉鎖後 3 ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

[備考]

正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除すること。

(決算前の検算等)

第 47 条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票及び出金伝票と金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

[備考]

- 1 伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票及び出金伝票と」を削除すること。
- 2 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除すること。

(有価証券の評価)

第 48 条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証

券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支決算書の作成)

第 49 条 会計担当理事は、第 47 条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして金銭出納簿、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項及び説明種目の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第 50 条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。

3 第 1 項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、相手先別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第 51 条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

- (1) 未収金及び未払金の計算
- (2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認
- (3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認
- (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第 52 条 規約第 42 条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地区及び組合員の状況
- (2) 事業の状況
- (3) 事務の経過
- (4) 経理の状況

第 6 章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第 53 条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ (,) をつける。

2 次頁に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ

繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。

3 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、1行に1件（伝票1枚）を記入する。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条第3項中「（伝票1枚）」を削除すること。

（収入命令日等）

第54条 収入命令書及び支出命令書は、原則として相手先に請求する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとし、入金伝票又は出金伝票は相手方から入金があった日又は相手方に出金する日をもって作成するものとする。

2 収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票を作成しなければならない。

3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票が既に決済済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。

4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条第1項を次のように改めること。

「収入命令書及び支出命令書は、原則として相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。」

また、第2項及び第3項中、「収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票」を「収入命令書又は支出命令書」に改めること。

（誤記訂正等）

第55条 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線（黒）を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。

2 主要簿又は補助簿の行全部を取消すときは、その行の中央に取消線（黒）を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取消すときは、「廃頁」と赤記する。

3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。

4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は附記欄に「○年○月○日分追記」と赤記する。

(責任者印)

第 56 条 前 2 条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。

- 2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

第 7 章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第 57 条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 10 万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

(3) その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

[備考]

会計基準別表第 1 に準拠し、土地改良区の実態に即して規定すること。

(評価額等)

第 58 条 固定資産の評価額は、次の各号による。

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 譲与によるものは、取得価額

(3) 購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額

(4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

(5) 贈与によるものは、評価額

(6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

- 2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

- 3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第 59 条 会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指示を受けなければならない。

(現状調査)

第 60 条 会計主任は、毎会計年度 1 回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計担当理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第 61 条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第 62 条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第 8 章 物品会計事務

(物品の範囲)

第 63 条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が 1 年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1 件又は 1 組の取得価額が 3 万円以上 10 万円未満のもの
- (2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

(物品の管理)

第 64 条 物品の管理については、備品台帳及び消耗品受払簿により記録を行うものとし、第 60 条の規定を準用する。

(物品の処分)

第 65 条 物品（消耗品を除く。）を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(実地棚卸し)

第 66 条 会計主任は、物品について定期的に実地棚卸しを行わなければならない。

第 9 章 補 則

(財務状況の公表)

第 67 条 規約第 47 条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 収支決算書
- (5) 財産目録
- (6) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面

2 前項の公表は、毎年度〇月〇日までに行うものとする。

3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を 10 日間公告するものとする。

4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

[備考]

1 第 2 項の公表時期は、決算関係書類の理事長への提出時期（第 46 条）及び監事の監査に必要な期間（本条第 4 項）を踏まえて決定することとする。

2 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、第 1 項中「正味財産増減計算書」を削除すること。

附 則

この会計細則は、 年 月 日から施行する。

別添 1

財務諸表等で使用する科目

1. 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の科目
会計基準別表第 1 による。

(注) 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除する。

2. 収支予算書及び収支決算書の科目

款及び項については会計基準別表第 1 によることとし、目・節に替えて説明種目を設けることとし、次表によることとする。

(注) 説明種目については、現在使用中のものを規定する。

別添 2

財務諸表等、事業報告書及び会計帳簿で使用する様式

1 財務諸表等の様式

会計基準別表第2による。ただし、収支予算書及び収支決算書については、目・節に替えて説明種目によることとする。

(注) 説明種目については、現在使用中のものを規定する。

2 事業報告書の様式

[略] (注)

(注) 現在使用中の様式を規定する。

3 会計帳簿の様式

[略] (注)

(注) 現在使用中の様式を規定する。ただし、小口現金出納帳、土地改良施設台帳及び固定資産台帳については、会計細則例（複式簿記方式）に準拠して定める。

2 農振第 3599 号
令和 3 年 3 月 23 日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長

土地改良区運営基盤強化協議会の設置について

土地改良区の運営体制の強化について、関係機関と連携協力して土地改良区の支援に当たる体制を構築するための基本的事項を別紙のとおり定めたので、御了知の上、速やかな体制の構築に特段の御配慮をお願いします。

土地改良区運営基盤強化協議会の設置について

第1 趣旨

土地改良区の運営については、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令の規定に従って行われているところであるが、土地改良区は、土地改良区の設立の契機となった土地改良事業の種類や受益面積等によって組合員数や職員数等に大きな差が見られ、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。以下「改正法」という。）で措置された運営基盤の強化のための新たな制度の実施・定着を進める過程で、土地改良区の規模・組織体制によって取組の進度に差が生じている。

このため、土地改良区を支援する協議会の設置について、新たな土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）第6の1の「土地改良区の運営体制の強化」に位置付けられたことから、関係機関は、都道府県ごとに、改正後の土地改良法に基づく運営基盤の強化に関する措置の各土地改良区の実況等を確認しながら、土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かな対応策を検討し、連携協力して土地改良区の支援に当たるため、土地改良区運営基盤強化協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

なお、改正法の国会審議における附帯決議において、「施行後5年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること」とされたところであり、当該検討を進める上でも協議会の設置は有効なものと考えられる。

第2 協議会の組織

(1) 協議会の構成

協議会は、土地改良区を指導監督する都道府県（農業農村整備事業担当課及び土地改良区指導担当課並びに出先事務所）を中心に、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。（3）において同じ。）、都道府県土地改良事業団体連合会のほか、都道府県内の実情に応じ、関係市町村（土地改良区の受益地が存在する市町村）その他必要な者をもって構成する。

また、協議会は、都道府県が土地改良区の将来像を示した「土地改良区統合整備基本計画」等に十分配慮の上、管内の土地改良区が合併等により規模の拡大と体制の強化を図り、その有する能力を十全に発揮できるよう活動するものとする。

(2) 運営実務委員会の設置

協議会を構成する機関の実務者（課長補佐級）を委員とする運営実務委員会を設置の上、協議会の活動計画、活動方法など具体の対策の案を作成し、協議会の決定を求めるものとする。

なお、活動計画等については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号）第 3 の 1 で策定される「複式簿記会計指導計画」と齟齬が生じないように留意する。

（3）協議会事務局の設置

事務局は、原則、都道府県（土地改良区指導担当課）が担当し、地方農政局は情報提供・助言など必要な支援を行うものとする。

（4）指導・助言体制の構築

協議会の活動を円滑に実施するため、地域、活動内容などを考慮した上で、必要に応じ、協議会を構成する機関の職員（都道府県土地改良事業団体連合会にあっては会計指導員）による指導・助言体制を構築（作業班を編成）の上、各土地改良区に対し指導・助言等の活動を行う。

（5）その他

設置された協議会の構成や運営方法等は、（1）から（4）までを基本としつつ、新たな制度の実施・定着状況や地域の実情に応じ、適宜、対応することができるものとする。

第 3 協議会の業務

（1）協議会の活動及び計画の作成等について

協議会においては、毎年度、①から⑧までに掲げる事項に関する活動計画を必要に応じ定めるものとする。

また、都道府県内の土地改良区における改正法で措置された制度（特に貸借対照表の作成）に係る取組の進捗状況を考慮し、原則、令和 4 年度までは複式簿記及び期末一括仕訳並びに解散（組織変更含む。）の指導・助言を最優先に取り組むものとする。

なお、都道府県内の土地改良区において改正法で措置された制度（特に貸借対照表の作成）に係る取組の進捗が良好な場合は、更新積立計画の促進などに、適宜、取り組むものとする。

① 複式簿記推進の指導・助言

令和 4 事業年度の貸借対照表作成・公表に対応できるよう、あらかじめ選定した複式簿記推進対象土地改良区に対し、協議会で決定した活動計画及び第 2 の（4）の指導・助言体制等に基づき、指導・助言を行う。

② 期末一括仕訳の指導・助言

令和 4 事業年度の貸借対照表作成・公表に対応できるよう、あらかじめ選定し

た期末一括仕訳の対象土地改良区に対し、協議会で決定した活動計画及び第2の(4)の指導・助言体制等に基づき、指導・助言を行う。

③ 統合整備推進の指導・助言

活動が低調な土地改良区や⑥の経営分析の結果、合併が必要と分析・診断された土地改良区を対象に隣接又は受益地の重複する土地改良区との合併を第2の(4)の指導・助言体制等に基づき、進める。

具体には、合併予備協議及び合併協議会の設立・運営に積極的に関与し、指導的役割を果たすものとする。

また、解散が必要と分析・診断された土地改良区に対しては、市町村等へ管理施設を移管する単純解散や施設管理を集落等が行う認可地縁団体への組織変更について、指導・助言を行う（経営分析を行うまでもなく解散が必要と認められる場合には、遅滞なく、指導・助言を行う。）。

なお、単純解散や組織変更が困難などやむを得ない場合は、解散命令の発出に向けた検討を行う。

このほか、地域の事務連合設立に向けた関係団体の調整・指導・助言を行う。

さらに、改正法で措置された新たな制度の取り組みなど、土地改良区の活動実態を踏まえ、都道府県が策定する「土地改良区統合整備基本計画」等の見直しを推進する。

④ 女性理事登用推進の指導・助言

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）をはじめとする各種施策において、女性活躍が謳われているところであり、土地改良区においても員外理事制度を活用した女性理事登用促進が図られるよう指導・助言を行う。

なお、指導・助言に当たっては、土地改良区の理事定数、員外理事規定の整備状況などを考慮しつつ行うものとする。

⑤ 准組合員等の導入推進の指導・助言

准組合員制度については、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進する等の観点から、農地中間管理事業を活用する地区や基盤整備を実施する地区を有する土地改良区に対し、導入に向けた指導・助言を行うものとする。

また、施設管理准組合員制度については、多面的機能支払の活動組織の事務局を担っている土地改良区等に対し、導入に向けた指導・助言を行うものとする。

⑥ 土地改良区の経営分析・診断（令和4年度以降の取組）

管内の土地改良区に対して、経営分析・診断を行う。

なお、別途農林水産省により、土地改良区の経営分析等に関する手引きが作成された場合は、それを活用するものとする。

収入の妥当性・指標（経常賦課金、他目的使用料、地区除外決済金など）

更新積立金の妥当性・指標（対象施設、積立額など）

運営・活動の妥当性・指標（総代、役員、職員、委員会の人数など）

事業規模の妥当性・指標（維持管理体制など）

総合判断

⑦ 更新積立促進

⑥の経営分析・診断結果を踏まえ、農林水産省が別途作成する「土地改良区の管理する土地改良施設の更新事業費の積立マニュアル」等に基づき、維持管理計画の変更、更新積立計画、積立金管理規程の作成などが適正かつ円滑に進むよう指導・助言を行う。

⑧ その他事業の推進等

土地改良施設のICT化や安全管理に関する取組など、今後、土地改良区が柔軟に対応できるよう指導・助言を行う。

（２）協議会の活動状況について

協議会は、毎年度末、当該年度の活動内容（作業工程の進捗）を確認及び取りまとめの上、次年度以降の活動に反映するものとする。

